

第九十六回国会 通信委員会 議 録 第 七 号

昭和五十七年四月十四日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 水野 清君

理事 加藤常太郎君 理事 阿部末喜男君

理事 渡辺 紘三君 理事 西村 章三君

理事 鈴木 強君 理事 龜岡 高夫君

秋田 大助君 渡海元三郎君

佐藤 守良君 福永 健司君

丹羽 雄哉君 森山 欽司君

森 美秀君 榎 兼次郎君

久保 等君 大橋 敏雄君

森中 守義君 藤原ひろ子君

中井 治君 依田 実君

村上 弘君

出席國務大臣

郵政大臣 箕輪 登君

出席政府委員

郵政政務次官 水平 豊彦君

郵政大臣官房長 澤田 茂生君

郵政省電氣通信 守住 有信君

政策局長 田中眞三郎君

郵政省電波監理 局長

委員外の出席者

参 考 人 (電波監理審議 菊池 稔君)

参 考 人 (日本放送協会 会長) 坂本 朝一君

参 考 人 (日本放送協会 副会長) 中塚 昌胤君

参 考 人 (日本放送協会 技師長・専務理 事) 高橋 良君

参 考 人 (日本放送協会 理事) 田中 武志君
通信委員会調査 室長 芦田 茂男君

四月十二日

脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願 (石橋政嗣君紹介)(第二〇二九号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

○水野委員長 これより会議を開きます。

放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。畑英次郎君

○畑委員 きょうは、参考人のお立場で坂本会長さんを初めNHKの方々、大変恐縮に存じます。どうぞよろしく願います。

まず最初に、今回の放送法の改正でございますが、この放送法の改正の問題につきましては、従来から根本的改正をしようとなることがたびたび議論を呼び、今日に至っております。ごい

まが、今回はいよいよ多重放送という問題を抱えました中におけるいわば一部分の手直しというような姿で提案をされておられるわけでございますが、この放送法の及ぼす影響、あるいはまた国民の今日

この法律に寄せます関心、そういうものを踏まえまして、郵政大臣におかれましては、いわゆる根本的改正につきまして現時点でどういうようなお考えをお持ちであるかどうか。なおまた、今後の対応の姿勢、こういうことにつきまして、まず、基本的なお立場を伺いたいと思っております。

○其輪國務大臣 放送法の根本改正については、しばしば言われるところでありますが、従来から、この放送番組のあり方、また一般放送事業者のあり方、そういった問題についていろいろ議論があるところでありますが、問題の性格上なかなか国民的なコンセンサスが得られないのであります。郵政省としては、必要なものであつてかつ国民的合意の得られたものについては随時随時法改正を行つていきたい、こういう考えでおります。

○畑委員 ただいま大臣の御答弁にもございましたように、私は、放送法に關しましては、従来の歩みの中におきましてはたゞ御答弁のありましたような取り組み方はやむを得ないというように理解するわけでございますが、最近のように技術革新といいますが、ニューメディアといいますが、そういうものが、矢張り早に申し上げますよりも、驚異的な進歩発展を見る中にごい

ましまして、見直しと申し上げますよりも、技術革新に対応し得る先取りといいますが、そういうものがなくてはならぬというように考えるわけでございまして、この辺、役所のお立場におきまして、審議会等を設けてその答申等いただきながら、いろいろそれ相応の対応をしておるといふように理解をするわけでござい

ますが、さういふことにつきましては御留意を賜りますようにお願いを申し上げ、具体的な項目に入ら

せていただきたいというように考えるわけでございます。

最初に、今度の法改正の大きなポイントでございますが、最大のポイントと申し上げていいかと思

います、多重放送についてでございますけれども、いわゆる関係の筋におきましては最も関心を寄せておりますのが、いわゆる第三者利用とい

う内容ではなからうかというように考えるわけでござい

ます。この第三者利用の道を開くことにいたしました目的あるいは趣旨、この辺につきましてはお伺いを申し上げるわけでござい

ます。

○田中(農)政府委員 テレビジョンの多重につきまして、特に文字多重の放送関係かと思つておりますけれども、御存じのように非常に新しい技術であるということで、現在のところ二十種類程度のもものが直ちにでも利用できるということでございますけれども、これを考えてみまして、従来の放送事業者の設備を借りなければいけないものですけれども、仮にその方々だけにお使いいただくということになりますと、やはり余りにも情報が集中されると申しますか、マスメディアの集中と申しますか、そういうところでその利用形態を考えますと、第三者に利用の道を開きまして、それによりましていろいろな新しい情報ソースというふうなものも見つけるべきであらう、そういう考え方から、第三者等に貸していただくというふうなことを考えたわけでございます。

○畑委員 いま御答弁の中にございましたように、マスメディアあるいはマスコミの集中排除といいますが、そういう観点で第三者というふうな位置づけられたのではないかと申すに私は考

へるわけでございますが、しからば、第三者とい

いますものの判断基準といいますが、第三者の定義といいますが、こういうことに関しましてお尋

ねをしたいわけでございます。

従来の放送事業者に対して免許を与える場合に

おきましては、いろいろ電波法におきまして、ただいまお話がございました集中排除の問題、あるいはまた欠格事由のお立場、そういうものが今回の場合においても当然それなりの整合性を持って実施がされなくてはならぬというように考えるわけでございますが、この第三者に既存の放送事業者の方々に對しまして施設の提供義務を課していない。これを言葉を変えて申し上げれば、第三者利用を既存の放送事業者のお立場では全くおやりにならなくても差し支えがないようなことも考えられるわけでございます。この辺に對する考え方をひとつまずお伺いをしたいというように考えますし、なおまた、第三者、これは後ほどNHKさんのお立場におきましてもお伺いしたいと思うわけでございますが、民放の場合に、第三者が、世間よく言われますところのダミーといいますが、そういったような、自分の既存の放送会社の丸抱えという姿の中で第三者利用が行われた場合には、集中排除にもひつかりますし、いわゆる常識的な第三者ということにはならないというように私は考えるわけでございます。そういうような場合におきまして物を考えました場合には、第三者に對する既存の放送事業者の出資比率の規制といえますが、割合といえますか、そういうものを当然明確にお持ちになっておられるのではなからうかというように私は考えますし、これは私の立場から言わしていただきますならば、従来の電波法の欠格事項その他云々を考えました場合には、既存の放送事業者は大体上限三〇%、その程度の出資比率でもって抑えておかなければ、第三者ということとは私は言いたくないと思ひますし、あるいはまた、従来のマスコミの集中排除の問題、こういった意味合いからもまことに問題があるのではないかとこのように考えますが、第三者の判断基準、そしてまた、ただいまの既存放送事業者の出資比率の上限の問題、三〇%以下というように考え方をつきましての御所見を伺いたいと思うわけでございます。

○田中(眞)政府委員 いま申し上げましたように、多重放送というのは、本来的にはすでにやっておられます放送事業者自体の設備を使うわけでございますから、その意味では、事業者自身が使う場合には非常に簡単なものでございますけれども、先ほども申しましたように、あえて第三者、も道を開きましたのは、先生が御指摘のよう、もう少しローカルニュースと申しますか、細かい買い物情報あるいは交通情報、催し物案内といった、その地域に密着したソースを提供したい、そういうような考えから出たわけでございます。そして、第三者につきましても、過度の集中にならないように、それからローカル放送の多様性が確保されるようにというのが観点でございますので、特定の集中にならないようにということでございます。

それで、その第三者の免許方針についてでございます。現在検討中と申しますか、おいおいいろいろな角度から、今日、明日の御審議を通じてもまたいろいろ御意見をいただけたらと思っておりますけれども、たとえば、いま上限の問題について三〇%という御提言があったわけですが、あれども、私も聞くべき御意見として承っております。たいというふうにごく御意として承っております。○畑委員 ただいま三〇%という数字に對しまして、それなりに聞くに値する数字であるというように御答弁があったわけでございます。なおまた、お触れになっておりましたけれども、従来の一般放送事業者に對する根本基準でございますか、いわゆる認可に当たりましての根本基準の第九条の適用方針、これとの整合性、こういうものを考えました場合には、お話がございましたように、ローカル性あるいは独自性、こういうものを十二分に尊重し得る形の中の第三者利用、こういうような方向にぜひ持っていっていただきたいというように考えるわけでございます。そういたしますと、いささか実務的な話になるわけでございますが、この第三者といえますものが、たとえば巷間伝えられておりますような東京のキー局がそういったお立場をお持ちになる、そ

れを地方の既存放送事業者の方々が利用なさる、こういうような形になりますと、ただいま御指摘がございましたようなローカル性あるいは地域性といえますものがなくなるわけでございますから、この辺のいわゆる中央におけるキー局の第三者利用に對する対応についてはどういったようなお立場をお考えになっていらっしゃるのか、あるいはまた、私の大分県におきましては、いま民放が二局あるわけでございますが、その民放一局ずつに第三者利用の文字多重放送をする会社を持つべき方向での行政指導をなされるのか、あるいはまた、地域性をお考えになりまして、その既存の民放二局に對しまして一多重局をつくりまして、二つの既存局に文字多重放送を流すというようにすることも実務的には考え得るのではなからうかというように考えますが、この辺につきましても御見解を伺いたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 先生いま二つの点を御指摘いただいたというふうにごく承っておりますけれども、まず、テレビはその制作に要する経費等々の問題からかなりネットというものができておりまして、いわゆるキー局というものが地方へ流れていく番組が多いというのが実態でございますけれども、この文字多重等の場合においても同じようになるのではおもしろくないかという御指摘かと思ひます。私もそのように考えておりますので、これからどのように発展するかというところでいろいろの可能性が考えられるわけですが、あれども、やはりその性質あるいはそれほどの大きな情報量ではないというふうな意味からいいたしましても、むしろローカルでつくられたものが中央へ上がってくるというふうな事態が来れば非常に望ましいのではないかとこのようにも考えております。

それから、いま、二つ目の点といたしまして、ある種の文字多重放送事業者みたいなものができまして、地方で、いままもなくとも民放の場合二社あるわけですが、その二社の両方にまたがる第三者文字多重放送事業者というものは考えられるのかというふうな、非常に具体的なお話のようでございますけれども、私もやはりその辺について、いろいろな地方地方によりまして違ふかと思ひます。やはり二つそれそれあった方がよい場合もあるでしょうし、三局の民間放送があるところもあるし、四つのところもあるわけでございますけれども、その辺にわたつての共通の多重放送事業者、こういうものは、市場価値といえますか、そういった多重放送事業者がどういふ営業ができるかということも関係するのではなからうか。いままだ始めておりませんので、その辺についてのデータは全然ないわけでございます。これは外国等につきましても研究はしてみたいと思ひます。考え方としてはあり得るわけですが、それと、ある社に對しては多重放送事業者、それと、先生が御指摘になりましたようなことも、地方へ行きますと、そういう存在がいろいろあいの経営規模と申しますか、豊かな多重の番組を提供するのは、場合によつては二社について共通の多重契約者ができるのがいいというふうなこともあり得るかと思ひます。私も将来の可能性の姿として検討させていただきます。このように考えておる次第でございます。

○畑委員 ただいまお話がございましたように、多重放送の問題はこれからの問題でございますだけに、いろいろなケースが考えられ、検討中であるというお立場を表明されるのはやむを得ないというふうにごく承るわけでございますけれども、ただいま申し上げましたような点につきましても、新たにスタートいたしましたいわゆる多重局といえますか、そういった放送局の経営基盤といえますものは確立をされなくてはならぬわけでございますから、さような意味合いでは、とりわけその地域における経済的な基盤というものはお考えいただきまして、一既存局に一多重局という原則ではなくして、柔軟性を持っていたらいたした案の中で推進が望ましいのではないかと考えるわけでございます。

なおまた、御指摘がございましたように、ローカル情報で文字という姿で放映をされる、こういうふうなことを考えました場合には、その地域における新聞、雑誌等の活字のメディアの所有者の方々との協調といえますか、あるいはお立場の尊重といえますか、そういうものも十二分にお考え合わせを願いたいと考えております。あ

る人に言われれば、文字多重放送は電波新聞の性格をも持つのではなからうか、極端な言い方をしますと、現在の新聞がだんだん先細りになって、こういった電波新聞の性格の文字多重放送に国民の関心が移行してしまうのではないか、そういうことも考えました場合には、それなりにローカル情報の充実、あるいはまた現在ローカル紙の置かれております立場というものを十二分に尊重をいただきます中における多重放送であつてほしいということ、この機会に希望なり指摘を申し上げておきます。

そうした中で、NHKにおかれましても、現在の放送内容の充実、あるいは補完的業務のお立場からお取り上げになり、そしてまた第三者利用も考えになる、そういう法改正に相なるわけでございます。このNHKさんの場合に、お尋ねをしたいわけでございますが、放送法の中には従来第九条の第四項に、ラジオあるいはテレビにおきましては全国普及の義務が規定をされておるわけでございますが、今回この多重放送につきましましては全国普及義務がうたわれていないわけでござい

ます。この辺の理由につきましましてお聞かせを賜りたいと考えます。

なおまた、これはNHKの会長にお伺いしたいわけでございますが、多重放送の開始によりまして、その必要経費はどのくらいかかるか私ども存じませんが、従来から本委員会においても議論の一つの中心になっております受信料との絡み合い、この多重放送という新たな業務によります必要経費、これはどういう形でもって賄われるのか。あるいはまた、考えようによりましては付加的な受信料を徴収することも考えられま

し、大変失敬な言い方でございますが、そういうことが来年の受信料の値上げの口実に大きく使われるというようなことであつたのでは、これまたいかなるものであろうかという気もいたすわけでございまして、この辺に対するNHK側の御見解をも承りたいというふうに考えるわけでござい

ます。

あわせて、NHKさんの方で貸貸をしました第三者の放送にはコーシャルの挿入を認めるのかどうか、あるいはまた、第三者利用に對して民間企業あるいは個人の参加をNHKのお立場では認めるのかどうか、この辺につきましまして御見解を伺いたいというふうに考えるわけでござい

ます。

最初に、義務を課さなかつた理由から、これは郵政省の方で答えを願えればありがたいと思つてござい

ます。

○田中(農)政府委員 お答え申し上げます。

NHKは、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的として設立された法人であるということでございますから、テレビジョン多重放送でござい

ます。また、テレビジョン多重放送というものを考えてみますと、先生が先ほどから御指摘になりましたように、かなりローカル性にいいんじやないかという御発言もございましたし、また、本来、現在送つておられますテレビジョン放送あるいはFM放送、中波放送と申しますか標準放送のよう

な基本的な放送サービスとは現段階ではまだ言えないのではないかと。そういうことから、御指摘の第九条の第四項にテレビジョン多重放送という言葉は入れなかつたわけでござい

ます。ただ、物理的といひますか機械的に申しますと、中央からある番組を送りますと、そのまま全国一結の番組でよろしいということになれば物理的には伝わっていくという性質のものでござい

ます。途中で多少技術的な補正が必要な場合がござ

いますけれども、それほど大きな設備を要するものとなく、物理的には東京で出しますと全国に流れるという性質ですが、それが果たして多重放送の内容としていいものか、適切な番組であるかどうかという点もあろうかということ、あえて全国普及義務という形ではうたわなかつた次第でござい

ます。

○高橋参考人 先生お尋ねの直接建設投資額でございますが、御承知のようにこの金額の積算方法につきましては、直接建設投資額並びにその金利、償却費、運用費、管理費、そういうものが附属されるわけでござい

ます。ただいま先生御質問の直接建設投資額ということでございますが、ついで先日まで御審議賜りました五十七年度予算、これにつきましましては、この法改正が終りまして技術基準その他ができた段階で、とりあえずNHKといたしましてやるべき建設投資額は、た

だいま法改正以前でございまして、今国会で御審議いただきまして段階では研究施設整備費の中に計上してあるわけでござい

ます。東京、大阪だけでやります直接建設投資額は二・八億という計算をしております。将来これを全国に及ぼす場合にどれくらいになるかということにつきましては、先ほど申し上げました金利、償却費その他を除きまして、直接建設投資額としましてきよう現在一億、このように試算してゐるわけでござい

ます。

○細委員 いまの金額が大体十一億といったような数字が出たわけでござい

ますから、これは先ほど申し上げました受信料云々に、余りと言つてはどうかと思ひますが、影響はないというふうな受けとめ方をさせていただいておるわけでござい

ます。

なお、いまお答えがなかつたわけでござい

ますが、コーシャルの挿入あるいは民間企業、個人の参加、これも後ほどお答えを願ひたいというふうに考えるわけでござい

ます。

先ほど申し上げました第三者、これにつきましましては、いわゆる民放の場合もそれなりの問題点があるわけでござい

の文字多重放送に關しまして、既存の放送、民放さん等のお立場の方々が、表面的にはたとえ三〇%以下の出資というお立場であっても、実質的には名義借りといえますか、そういうような形の中で、マスコミの集中排除の考え方に相反する形が出てくると私は考えるわけでございまして、現に民放におかれましては、名前の株主と実際の株主とがほとんど違うというのが実態ではなからうかというように私は考えるわけでございまして、これは、私ごとを申し上げてどうかと思いますが、私自身もさる民放の株の名義人には、わずかな金額でなっておりますけれども、実質は、それは私の田舎の市長選挙に出ます際に、すでにある全国紙の方にお渡しをしておるといふことでございしますが、私の名前が現在表へ残っておりますといふことでございまして。

そういうようなことも考えますと、一面、先ほどのお話にいきさか戻るわけでございしますが、こういった多重放送等の場合におきましても、従来の既存のマスコミ関係の方々の集中排除の問題も、たてまえと実態とをこの辺でもう一遍洗い直しをいたしまして、その辺の対応の仕方に加えるべきではなからうかというように私は考えるわけでございまして。

先ほど申し上げましたように、文字多重放送等につきましては、場合によつては、そういった地方のローカル新聞あるいはまた地方の雑誌社、そういったお立場の方々を中心に積極的に行う、そういう中における既存の民放さんとの絡み合い、こういうこともいささか話としては、私自身も申し上げるわけでございしますが、実際なかなかむずかしいんだという役所のお立場も十二分にわかるわけでございまして。

いま言ったようなたてまえと実態、そういうものにもひとつ目を向けていただきます中におけるこれからの放送法関連の、あるいは電波法関連の取り扱い、たとえば最近では中波ラジオの放送の方々が一部経営が不振である。そういう中におきましては、FMラジオは自分たちの方にやらせて

ほしい、これはラジオという性格を二つ握ること、はぐあいが悪いという、当然従来の考えでは立とうかというように考えますが、実態からしました場合には、そういうことも一つの検討対象に値するのではなからうかというように考えるわけでございまして。この辺も一つの私の意見として、なおまたそういうことも御検討を賜りたいというように考えます。

このマスコミの集中排除の問題、実態といわゆるたてまえとが大きく違つておるといふように私は思いますが、いささか意地悪な質問であるかもしれないけれども、その辺についての電波局長の御見解を伺いたいと思うわけでございまして。

○田中(農)政府委員 たいだいま御指摘の問題、なかなかむずかしい問題でございしますが、翻訳してみますと、多重放送の実施に当たっては、既存放送事業者がどうしてもその設備を使うわけだから、契約等によつても、既存放送事業者のかなりな意思というものによりまして、第三者といつてもその性格が決められるんじゃないかというようなことにつきまして、その他の問題とも関連いたしまして、たてまえと実態とを近づける努力をせよというふうな私受け取ったわけでございします。

また、この多重に当たっては、特にローカル性というものが価値があると思われので、できる限りの多くの参加者、既設の放送事業者ないしは、ちよつと差し支えがありますがもしもせんけれども、大きな中央の新聞だけではなくて、地方にもりつぱな新聞がたくさんあるし、また、放送事業者としても、テレビ事業者だけではなくてラジオの人もある、あるいはFMの会社もあるわけなので、そうしたいろいろなゆる情報ソースになり得るできる限り多数の参加者を得た形の多重放送事業者の第三者というものを考えたらどうか、こういうおしかりと申しますか、実態をついての御高見かと思ひますけれども、私どももいたしまして、あくまでも設備につきましても賃貸につきましてもの契約はある、これはどうしても逃

れられないわけですが、その契約即免許かといひますと、それは違つてございまして、契約ができた後にテレビジョン多重放送事業者としての免許を申請していただきます、他の放送局と同様に郵政大臣が審査して決定をする。その審査に当たつて、たゞいま申されたような契約の内容というものをのぞける努力をした上で審査をしてまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

○畑委員 私はいま局長さんに対して激励を申し上げておるわけでございしますから、どうぞひとつそういう意味で受け取りをお願いしたいというふうな考えます。

なおまた、私は、先ほど大臣にもちよつと申し上げました放送法の抜本改正に絡みまして、率直に申し上げて、既存の民放さんのお立場、これはやはりいまの放送法では、残念ながら、その内容あるいは放送番組等いろいろ問題点を抱えながらも、いささか隔靴掻痒の感のあり得る今日の立場ではなからうかというように考えますし、放送法もそういった点につきまして、これからの一つの大きな課題として目を向けなくてはならぬというように私は考えておるわけでございします。そういう時期でもございしますから、文字多重放送に關しましては、私は、既存の民放のお立場で、先ほど申し上げましたように、出資比率三〇%以下というようなお立場で、いささか従来のローカル紙と御縁の薄い関係者のお立場を十二分に尊重される姿の中で積極的な展開をお願いしたい、かようにひとつ重ねてお願いを申し上げておく次第でございします。

次に、第二番目に、放送法の改正の二番目の出資の問題につきまして、これをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

今回、この放送法の改正案によりまして出資の対象を拡大する、これにつきましてもどのようなものをお対象にお考えになつていらっしゃるか、お伺ひをしたいと思いますけれども、これ

は、実は今度の場合の出資の対象の拡大は、NHKのお立場におきましては、文字多重放送等の関連から、その辺が引き金になつたというふうに考えるわけでございしますが、従来から御指摘を申し上げておりますように、NHKのお立場では、外郭団体がございしますけれども、これに對しまして従来は出資がなし得なかつた。そういう中で、たとえば財団法人NHKサービセンタ、これにおきましては三億三千三百万、株式会社日本放送出版協会、これにおきましては七億四千一百万、これは昭和五十五年度の剰余金、利益金であるかと思ひますけれども、そういうふうな意

味合いで、たとえば著作権、こういうものはある程度NHKの方に入つておるかというように考えるわけでございしますが、こういった従来と全く週刊誌等でも懸がれた外郭団体には、私は、今回の法改正によりまして、NHKさんのお立場におきましても積極的に出資をされるべきではなからうか。そうしますと、それに見合う、そしてまたそれ以上の期待できるものがあるとするならば、NHK本体の方に副次収入として金が入つてくる。そういうことによつて受領料の値上げという問題に対する一つの抑制の力にもなり得る。私はこういうことにひとつ積極的な取り組みを賜りたいというふうな考えますし、あるいは、相手は株式会社でございしますから、こういったお立場では出資を拒む、こういうこともあり得ると思ひますが、そういったときには、NHKが出資をされまして新しい会社をつくつて、そういった会社の方に従来お願いしておつた仕事あるいはまた業務を積極的に展開をし、それ相應の利益はNHKの方で収入として受け入れるということが、考えらるべき、検討すべき内容ではなからうかというように私は考えるわけでございします。

この辺、いささか漠とした話でございしますが、

基本的なお考え、これは郵政省の方におかれましてはそういうことについてどうお考えになるか、そしてまた、NHKのお立場でも、その辺についての現時点における考え方を答えを賜りたいと思うわけでございます。

○田中(眞)政府委員 今度の改正におきまして、ただいま御指摘のNHKの出資条項の拡大と申しますか、そういう措置をしようとしておられるわけでございますけれども、対象として現時点で私どもこういうものが可能性のあるだろうと考えておりますのは、協会がいろいろ毎日放送されるわけですから、いろいろな番組、いろいろな番組があるわけですから、そういう中では、ビデオテープあるいはビデオディスク等につくって十分商品価値のあるものがあるはずだ。そうしたものの制作、販売に関する事業、また放送番組やその素材の制作、提供に関する事業、あるいはこの際考えております協会の放送設備を供与をいたしますテレビジョン多重放送を行う事業、そうしたものがあろうか。その他、NHK御自身の中でのいろいろお考えになります。出資に合うものがあれば、御提言といえますか御相談いただきまして、NHKの事業に利するものかどうか、密接に関係のある事業であるかどうかという観点から判断してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○坂本参考人 先生御指摘の点につきまして、NHKは既存の外部団体が幾つかあるわけでございまして、特に株式会社NHKの形態をとるものにつきましては、放送法の規定によりまして一切出資することが不可能でございました。NHKが出資したいわゆる子会社というのは、そういう意味ではないということになるわけで、それぞれの設立の経過の中で独自の資本構成をしている、こういう状況でございます。したがって、現在までの経緯や運営状態などにつきましては、協会としても十分尊重しなければならぬ、そういう立場にあるかと思っております。

しかしながら、今回の改正案によって、協会の業務に関連する政令で定める事業を行う者に出資

の道が開かれるというわけでございますから、NHKとしては、今後の財源の多様化の一つとして、副次収入をふやすというような事柄、そういうこと、また、NHKが蓄積いたしました情報素材、ノウハウの有効的な活用によりまして国民への利益還元と申しますか、そういう点、それから、あるいはNHKの業務の円滑な運営などの観点から出資対象を詳細に検討したい、そう考えておりますので、既存の外部関連関係の会社の出資についても、やはり私は総合的に検討すべきであらうというふうな考えておるわけでございます。

ただ、後段、先生の、既存の関連会社が出資を嫌がったかどうかというふうな御指摘につきましては、やはりいま申し上げましたように、新しい観点に立つてそれに私どもとしては対応していきたい。その場合に、さらに先生が御指摘の、もう一つ別の競争会社を設立して競争させるということも考えられるのじゃないか、そういう御指摘につきましては、いずれにいたしまして、も、国民の要望にこたえてNHKの放送事業の発展に寄与するのだ、そういう総合的な観点の中でその方策は考えられるべきであらうということでございますので、あらゆる点から検討したいと考えております。

○畑委員 いまの会長のお答えの中で、私はそれなりに理解をいたしますが、既存のいわゆる外郭団体との従来からの結びつき、そういうものも尊重していかなくてはならないというお話がございました。私は、逆に申し上げますと、従来ずっと赤字をやってきた、非常に犠牲的なお立場でNHKさんをお助けしてきたというふうな外郭団体につきましては、会長のおっしゃるような基本姿勢をお持ちになるべきだと考えますが、これは当然ではないかと幸いしてございまして、放送出版協会、これは、一般の国民大衆から見ました場合には、日本放送出版協会と言えはNHKさんがおやりになつていらっしゃる——これは専門的には、いま御指摘がございましたように、NHKさんは営利を目的としてはいけない、あるいはま

た出資はできない、こういうことは理解をいたしておるわけでございますが、一般国民の方々は、日本放送出版協会即ちNHKと認めておると私は考えます。この会社は、五十五年は七億四千万の当期利益、こういうふうなべらぼうに言つてはどうかと思ひますが、もうかつてこれれた会社は、余り義理を感じにならなくて、この際、思ひ切つた対応をされていいのではないかと私は思つてございまして。そういうふうな取捨選択をおやりになつた上で、ただいま会長がお話になりましたような御検討をひとつ賜りたいということをおえて申し上げるわけでございます。

こういう関係から、十四億程度でございまして、副次収入がいままで上がつておると伺つておるわけでございまして、今度新たに多重放送もおやりになる、そういう時期でもございまして、受信料の三年サイクルの問題につきましてもかなり厳しい批判がある今日におきましては、今回の外郭団体に対する出資条項を大きく活用をいたしまして、NHKのお立場を明確にされていくべきではなからうかと私は考えます。

なおまた、この外郭団体につきましては、責任者のお立場の方、これは非常に長い方もおられるやに伺つてございまして。これはいささか言葉が過ぎるかもしれませんが、NHKでつづいて長らくお勤めになつた方々に、それ相應のOBのお立場での活躍をする場を、適当な年限を切つて順次そういうチャンスをお与えいたいただくことも、現在のNHKの管理職のお立場にある方々等にも、将来に対する意欲を持たせ得るのではなからうかと私は考えます。さような角度からも、この出資条項を大いに御活用を賜りたいというふうなことで申し上げておるわけでございまして、時間がかかりましたので、二、三お伺いをして終わりたいと思ひます。

最初に、従来論議を呼びました受信料の義務化の問題、これは、幸いに、NHKさんが営業努力をされて従来の問題点を解消された、そういう姿でございまして、NHKの立場では、この

放送法改正に絡んで義務化という問題の積極的な取り組みについて郵政の方に對しても話をしないというように私は受けとめておるわけでございしますが、郵政省の方におかれましては、受信料の義務化の問題についてどういうお立場か、お答えを賜りたいと思つてございまして。

○田中(眞)政府委員 お答えいたします。御高承のとおり、五十五年の受信料改定の時点におきまして、受信料を義務化するかどうかということが議論になつたわけでございまして、けれども、五十五年に受信料が改定されて後から現時点までの様子を、非常に關心を持って見ておるわけでございまして、この受信料の収入動向は比較的順調に推移しておると理解しております。

そういうことで、NHKといたしましては国民の理解と信頼を得られる形で経営努力に期待したい、そういうふうな考えをもちまして、現在の受信料制度の趣旨というものがかなり国民に浸透してきておる、そうした方向で成果を上げるのが最も望ましいというところで、その推移を見守るというふうな考え方から、今回の改正には受信料の点についての御提案はいたさなかつたわけでござい

す。○坂本参考人 支払い義務制の問題につきましては、先般、五十七年度の予算を御審議いただきましたときにも御質問いただきまして、私といたしましては、放送法の契約の問題は、大前提に、一般視聴者の理解をいただくという努力の積み重ねの中でいただく努力をやはりすべきだろう、そういうことで、先般の値上げ以後の努力をいたしましたおかげで、どうやら滞納という数字を幾らかでも抑えることができたという現状でもございまして、いましばらくこの推移を見させていたいただきたいというふうに申し上げたような次第で、現在もその考え方に変わりはございません。○畑委員 最後に、私は、先ほど来申し上げておりますとおり、放送事業の集中排除、これはなかなか言うはやすくして行はなかつたという一面があるわけでございまして、こういう一つの例をも

つてしましても、放送事業に対する一つの関心の度合い、そしてまた、貴重な存在である、価値のある事業である、こういうことがうかがい知れる、そしてまた、魅力のある事業であるというところ、うかがい知ることが出来るわけでございます。こういうことを考えました場合に、いささかお門違いかもしれませんが、最近、電電公社の経営形態をめぐりまして、いわゆる民営化ということがいろいろ議論を呼んでおるわけでございます。民営化をされました場合におきましても、先ほどのマスコミの集中云々ではございませんけれども、その辺、たてまえと実態とが違つてまいりました、電電公社が一部特定のグループの方々に資本が押さえられるということもある、私は、これに類似した一面を持つておるのではないかと、うようにも考えるわけでございしますが、ともあれ、この辺につきましても、先ほど大臣にも申し上げましたとおり、放送事業の問題につきましては、ひとつこの辺で本格的に郵政の事務当局におきましても見直しをし、特に、重ねて申し上げれば、私は、既存の民放のあり方に対しまして、この辺でひとつ徹底した議論を展開し、放送法にもそれなりのものを織り込むべきではないかと考えておるわけでございます。

特に、郵政省のお立場では、従来の郵政三事業に加えて、最近とみに技術革新等の問題もございまして、電気通信の問題、今回の放送法改正に見られますような電波・放送事業の問題、こういうことを考えますと、行政改革の理念に相反するかもしれないけれども、この電気通信あるいは電波・放送の分野における郵政省のお仕事は、いまいし内容充実を図って、行政の先取りが出来ますような体制づくりをすることも必要ではなからうかと私は考えるわけでございまして、さような中におきまして、たとえば、先ほどのNHKの外郭団体に對しましても、私は、あえて申し上げれば、郵政省がやはり監督のお立場にあるのかというふうに考えますが、私の承知しておる範囲では、残念ながら人手が足らずに十二分な監督、監査ができていない。これは従来の電気通信政策におきましてもそういうことではなかったかというように考えるわけでございます。私は、郵政省のお立場におきましては、かえつてこういうような技術革新が急進で進みます時期におきましての電気通信政策あるいは電波・放送事業等につきましても行政が、より将来に向かつて適切な取り組み、展開が出来ますような体制づくりをやつていくべきだということに考えるわけでございまして、重ねてその辺につきましても郵政大臣の御見解を伺ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○箕輪國務大臣 従来の郵政三事業のほかに、ただいま先生御指摘になられました電気通信の分野あるいはまた電波・放送の分野、この行政が非常に有用な分野を占めるに至つております。鋭意先生の貴重な意見を参考にしながら、行政に適切なきを期したい、こう考えております。

○畑委員 終わります。

○水野委員長 これにて畑英次郎君の質疑は終了いたしました。

次に、久保等君。

○久保委員 きょうはこの通信委員会に、平素大変電波・放送行政で御尽力をいたしておられます菊池電波監理審議会会長に御出席をいただきまして、まことにどうもありがとうございます。

従来、余り通信委員会に電波監理審議会の会長においでを願つたことがないのですが、きょうは特に電波監理審議会等の問題についてもいろいろ御所見を伺つて、私ども今後の電波・放送等の問題に対する審議の参考にいたしてまいりたいと思つております。

その問題に入ります前に、私はやはり最近の電波・放送法改正に関する動きを見て痛感することなんです、御承知のように、昨年の国会で放送大学学園法が成立をいたしました。この中には、もちろん放送法の改正が行われまして、新しく国営放送ともいふべき放送大学というものが設置をせられたのでありますが、昨年の国会でこの学園

法案が成立をいたしましたし、また昨年電波法の改正も一部行われました。そういう後を受けて、今回またここに電波法の一部改正あるいは放送法の一部改正という形で法の改正案が出てまいっております。

そういう法改正の動きを眺めて、なお今日私も非常に重い責任を感じますのは、振り返つてみますと、大分前になりましたが、昭和四十一年にあの放送・電波法制の根本的な改正案が国会に提案をせられましたが、残念ながらこれが審議未了で流れてしまつたという経過、その状態はずっと今日まで続いておるわけなんです、あの当時を振り返ると、電波・放送法の改正問題について非常な長い間の準備をしながら、郵政省が法案を昭和四十一年に提出をいたしました。例の臨時放送法調査会というものを昭和三十七年に設けて、二年間かかつて答申をつくり、三十九年に答申がなされました。さらにまた、その答申を受けて約二年間にわたつて検討を加えた結果、政府案として四十一年に国会に出してまいりました。すなわち、調査会を設けて検討を始めて、国会に出してまいりまして約五年近い年月を経過して出していまいりました。そういう経過にもかかわらず、法案の結果は、いま申し上げましたように、審議未了、廃案ということに終わつたわけでありました。したがつて、当時の法改正を根本的に行わなければならないという必要性は、今日なお現に残つておると私は思うのです。

いま、最近の動きをちよつと申し上げました、根本的な改正そのものはなされないうまま今日に至つておるわけなんです、十数年前になるわけですが、当時のそういった必要性、緊急性という事態は、一体今日いささかでも解消しつつあるのでしょうかどうでしょうか。その点ひとつ、電波監理局長でも結構ですが、お答え願ひたいと思います。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生から詳しく過去の経緯と申し上げますが、電波・放送法の根本的な改正につきましても、

緯をお聞かせいただいたわけでございますが、非常に長年月をかけて、十分な検討を経た後出したわけでございますが、審議未了、廃案という形になつたわけでございます。

その後におきましても、事あることに申します、この委員会におきまして、抜本的改正についてはどうなつたかというようにも御審議もいただいておりますし、その都度、私も鋭意検討を続けておりますということで、郵政省といたしましては、その改正案に關します関係方面からの御意見が非常に多岐にわたつておる、それからその検討の段階におきまして、放送衛星とか多重の問題とか、あるいは既存の放送秩序に影響を与えるような新しい問題も出てきた。そうしたものの行方もなかなか定着しないということもございまして、また、事が言論の自由ということにかかわるといふことで、国民的合意と申しますか、御賛成をいただくことが非常にむずかしい。三人の方に御意見を聞くと、三人とも三様のお答えが返つてくるというふうな非常にむずかしい問題がございまして、今日までに至つたということでございます。

そして、今国会に出しておりますのは、御高承のとおり、まず新しいテレビジョン多重放送の実用化、特に難聴者等の不自由におこたえ申し上げたいというための、多重放送の新しい技術の発展を還元するための規定整備と、外国人等に株式を取得された場合の放送局をガードするための措置、及び電波法でございしますけれども、外国公館に無線局を開設する、あるいは市民ラジオ無線局の免許制の廃止ということ、これはいづれも当面非常に緊急を要し、また、こうしたものににつきましては御賛成が得やすい形で私もまとめたいつもりでございます、その辺をひとつ御考察の上、御審議をお願い申し上げる次第でございます。

○久保委員 だから、私のお尋ねしているのは、四十一年に法案を出したその当時の解決をしなればならぬという問題はやはり現在相変わらず存

続しておるかどうか、ひとつ確認したいと思うのですが、その点を……。

○田中(眞)政府委員 失礼いたしました。その当時、十九項目ぐらいいですか、かなりの項目にわたつての審議あるいは御提案をしたわけですが、それども、いずれもすべてやはり検討を続けるべき問題であるというふうに考えております。

○久保委員 電波監理局長から、いろいろその衝にあつて苦勞しておるといふ状況が、お話があつたと思うのです。われわれも、この電波・放送が言論機関の一翼を担う非常に重要な問題でありますから、そういう点では、一〇〇%国民が、ある一つの結論が出た場合に全会一致で賛成だということになかなかならない性格のもので、そこらで、それだけに審議をするにしても扱い方が問題だと思ふのです。要するに、密室でもって議論して、にわかにならぬが法案として提案をされてまいつたということでは、なかなかこれは納得できないと思ふのです。私は、その点について、やはり先般の放送大学法案の扱い方の問題についてもその点があるのですが、十年もかかつて文教関係の諸君は非常に検討に検討を重ねておりました。もちろん郵政省の担当官も参加して検討しておりました。しかし、われわれ自体は、どういう経過になつておるか、全然この委員会でもって説明せられたこともない、報告されたこともない。そういう中で文教委員会にあの法案が出てまいつた。十年間かかつたというけれども、じゃ、議論を本当にオープンで徹底的にやつたかということになると、論議らしい論議はしていません。そういうやり方では、私は百年河清を待つようなものだと思ふのです。

それで、先ほどちょっと申し上げましたが、臨時放送法調査会、こういったものが前回つくられたのですが、そういったところで十分に議論をしていくならば、そういう議論の中で国民のいろいろある意見も反映されると思うのです。だから、そういう方法を講じながら検討していかなければ、ただ電波監理局長の箱の中へ未決事項みただけで、その問題はそういうこと

いな形でしまひ込んで、そこで担当官が集まつて何年議論してみたらどうで結論は出ません。だから、権威のある調査会をつくつて、そういったところで十分に議論をする、したがつて、国民の意見も十分聴取する、そういうオープンに議論に議論を重ねた結果、出てきた結論であるならば、一〇〇%納得できなくても、ある一部の反対をしておられる方々でも納得すると私は思ふのです。だから、そういう中で議論をしていくことが、この種の問題を扱う場合には特に重要じゃないかと思ふのです。そのことは、きよう始まつたことじやないので、私、前々から申し上げてゐるのですが、一向に調査会らしいものもつくらぬ。そのときそのとき必要なことについて研究会か何かといつた小ぢんまりしたものをつつとつてやられてゐるのですが、これは、当面する問題を片づけなければならぬことはわかりますし、どんな当面する問題は当面する問題としてやつてもらいたいと思ふのです。しかし、根本的な大きな問題は問題として、やはりこれはこれなりの対応の仕方をして、私は、検討し、早急に結論を見出す、こういうことではなかなかならぬと思ふのです。そういう点で、いま電波監理局長が、四十一年当時の問題はそのまま現在存在をし、なおそのことについて検討しているというお話ですから、私はぜひ、いま申し上げたやうな立場で、検討するにしても、検討する方法について早急にひとつ考え方をまとめて、第二臨放調的なものを、臨調じゃありません、第二臨放調というやうなものでもつくつて検討されるやうに、ぜひひとつ要請をしておきますが、大臣の方から一言、私のいま申し上げたことについて、イエスカノーかの簡単なお答えを願ひたいと思ふのです。

○眞鍋國務大臣 四十一年来今日まで何にもしてないのではなくて、ずいぶん苦惱をしながら検討してききました。ただいま先生のお話をお伺いしまして、非常に貴重な意見だと思ひます。前向きに検討してみたいと思ひます。

○久保委員 それでは、その問題はそういうこと

でお願いするとして、今度は電波審議会の問題について若干、きようは会長にもおいていただいておきますのでお答えを願ひたいと思ふのですが、この電波審議会は、電波法の中にも規定されておりますように、非常に重要な電波・放送行政の機関だと思ひます。

そこで、郵政省の方に尋ねたいと思ふのですが、この電波審議会というものは一体どういう性格のものか。運輸省には運輸審議会といつたやうなものもございします。しかし、この電波審議会には非常に重要な任務を持つた、また非常に権威のある機関だと思ふのですが、性格はどういうものか、ひとつ簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 私ども電波・放送行政を進めていく上におきまして、この電波監理審議会に、公平かつ能率的な運営を確保するという観点から私どもの電波・放送行政が行われてゐるかどうか、その辺の御審議を、調査研究して御審議いただくという立場で設けられたものでございまして、郵政省といひましては、これまで、電波法、放送法によりまして諮問を義務づけられた事項は当然のことでございますけれども、そのほか任意諮問事項につきましても、たとえば放送用周波数割当計画、あるいは放送局の免許方針等々、電波・放送行政の基本的な方針につきまして審議会に御諮問申し上げて、その御答申を受けて行政を行つてきたというふうに考えておる次第でございます。

○久保委員 この審議会の具体的な今日までの運営状況について少しお尋ねしたいと思ふのですが、いま言われたやうな問題について審議会に諮問を郵政大臣が行つたり、あるいはまた、審議会自体も勧告権を持つておるわけでは、単に必要の諮問事項のみならず、電波・放送行政全般についていろいろ貴重な御意見を出されることはもちろんのこと、大臣に対して勧告を行うこともできる、あるいはまた大臣の決定に対して不服を申し立てたものについてこれを審議し審査を行う、いわばその点では行政処分に対する審査権、いわば

裁判官的な要素を持つたやうな任務もある。そういう点では、私は、単なる諮問機関ではない、非常に大事な機関だと思ひます。したがつて、審議会の委員の方々は、国会の両院の同意を要することになつておられますし、その上で内閣が任命をする。任命手続にいたしましても、そういう最高の権威のある扱いをいたしてあります。

そういう点を考えますと、非常に大変な責任と、また任務を持つておられるわけなんです。この審議会がどんなふうな運営せられておるか、開催の回数だとかあるいはまた審議件数、あるいは不服申し立て案件がどの程度あるのか、ある程度年度を区切つて、その古い問題については結構ですから、最近の模様等についてお答えを願ひたいと思ふのです。

○田中(眞)政府委員 電波監理審議会の開催状況でございますが、過去五年間においてでございますが、毎年十一回ないし十二回、あるいは十三回と、月に一回はやつてゐるということでありまして、ただ、五十六年は非常に多うございまして、十六回やつております。五十二年十一回、五十二年十三回、五十四年十二回、五十五年十二回、五十六年十六回、こういうやうなことになると思ひます。

先生方の御出席いただく状況でございますけれども、定員は五名の先生方でございしますけれども、ほとんどが五名出ていただいております。昭和五十五年一回だけ四名のことがございします。五十六年は十六回全部の五人の方々に出ていただいております。五十四年が五回ばかり四名のことがございします。五十五年、五十六年ににつきましては、ただ一度だけ四名の先生、お一人欠席なつたことが一回ある、こういうことでございします。

次に、異議申し立て付議件数でございますが、昭和五十二年一月から五十六年十二月までの五年間につきまして五件でございます。

それから、大臣に対する勧告の件数でございますけれども、四十七年一月から五十六年十二月までの十年間なしということになっております。

以上でございます。

○久保委員 それから、電波法の九十九条の十二というのがあるのですが、ここに聴聞を行わなければならないという規定があつて、必要の諮問事項のうちほとんど大半のものについて聴聞を行うことになつておるのです。私はその資料の要求はいたしませんでしたが、聴聞の回数も相当多いのだらうと思うのですが、ここ二、三年、年間当たりどのくらい聴聞会みたいなものをやつてゐるのか、ちよつと答えたいかと思ひます。

○田中(眞)政府委員 手元に資料がありませんので、私のうろ覚えの記憶で一応この場で答えたいまして、あと正確な回数につきましては後刻お届け申したいというふうに考へております。

年に四、五回くらいはあるように思ひます。省令の改正とか、あるいは昨年あたり電波法の改正もいたしましたし、それに伴います諸般の省令、また利害関係者から御意見を聞く、いま申しましたのは正式に聴聞会という形でございしますが、チャンネルプラン等を発表いたしましたときに関係者の打合せというような形のものもありあるわけでございします。いずれにいたしましても、正確な数字につきましては後刻申し上げたい、年に四、五回程度はあるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○久保委員 ちよつと条文を見てください。電波法九十九条の十一、これは「必要の諮問事項」ということで、審議会に諮問する事項がずつと並べられておるのですが、ずいぶんいろいろ具体的に項目を挙げております。その後を受けて九十九条の十二のところ、前条第一項第一号、これは項目として一番多いのですが、「第一号及び第二号の規定により諮問を受けた場合には、聴聞を行わなければならない。」となつておるのですが、四、五件程度。それならば、結局、審議会に郵政大臣の方で諮問をした事項はこの一、二、二、二の案件についてわずかに数件程度しかなかったということになりますか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

四、五回というのは、聴聞といひますか、審理官を指名していただきまして、その審理官に正副といひますか、主任審理官と補佐審理官というものを御指名いただきまして、電波監理審議会の方から利害関係者等の意見を聞きなさいというようないふことで聴聞にかけたわけでございます。聴聞が終了しますと、その審理官がその意見書を電波監理審議会の方にお出しするという形でございしますが、いまの回数につきましては、先ほどちよつとお断りいたしましたように、数字といひましては非常に大幅に違つたかも知れませんし、いづれにしても、私の理解をいたしましては、聴聞にかけるべきものはちゃんと全部かけておるとはつきりとし申し上げられると思つております。

○久保委員 この条文から見ますと、ほとんど聴聞にかけなければならぬようなことになるのじやないかと思はれるほど、九十九条の十一の一項一、二、二、二は項目が非常に多いわけなんですけれども、しかし、いま言うように聴聞にかけられる案件がわずかに数件というものは、私もちよつと理解に苦むのですが、何か後ろの方でそうじやないようなことも言つておるようですから、打ち合わせしてひとつ明確に答えてもらいたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 どうも申しわけございせん。必要の諮問事項」といたしまして、第九十九条の十一、一、二、二、二につきまして掲げてある項目は多うございしますけれども、そういう事態が発生することは余りございせん、毎回のようにかけていただく件数の非常に多いものは三、三、三、三でございます。無線局の予備免許等々に関連するもの、特に放送局の予備免許等は一、一、一、一御諮問申し上げておるわけでございます。そうして、省令等の改正につきましても、関係のたえば設備規則と運用規則というふうなものが同時に案件としてかけられる、お互いに関連しておるというふうなことで、いづれにいたしましても、先生は、やるべきことはやつておるのか、回数が少ないのではなにかという御指摘でございしましたらば、そういうことは決してございせんと思ひ申し上げたいと思つております。

○久保委員 そういうことからすると、やはりこの条文も何か整理をしなければならぬような一、二、二、二に非常に並べて書いてありますが、本来なら、大体こういう規定の仕方自体もどうかと思ふので、重要事項を幾つか並べて書くもので、これは非常に細かく規定してゐるのです。しかし、いま言つたように聴聞にもかけない程度のこととを、何かえらい仰々しくずつと並べて書いてゐるのですが、これも率直に言つて、それこそ法改正というふうな問題になるのじやないですか。実際のいまのような運用をされておるとすると、一項のごときは条文の約半分近く、半分近くではなくてほとんど占めるくらい規定が並んでおるのですが、ほとんど聴聞にもかけない程度のことをこれだけ仰々しく羅列する必要があるのかという感じがします。

それはそれとして、先ほど電波監理局長の御答弁でお話があつたように、電波監理審議会の開催がここ数年、昭和五十二年から五十三年は百二十四件とふえておりましたが、さらに五十四年には八百八十二件、五十五年は千四百三十三件、五十六年は千六百九十九件と、これはまたちよつと少なくなつてゐます。

そこで、資料をちよつと見て見ましたので、この一つ一つを申し上げることは省略をいたしますが、一、一、一、一が、昭和五十五年は千四百三十三件、毎月大体一回開かれ、この年開かれたのは三月が二回、そして八月がありませんからこれで大体二回。この審議時間をちよつと私、資料で拝見したのですが、その一日はきわめて短時間で終わつてゐるわけであつて、一時間あるいは多いときで三時間半ですが、三時間半といふのはほとんどないやうです。五十五年の場合を申し上げますと、一時間ないし三時間三十分、この時間を全部トータルしてみますと、五十五年の一年間でちよつと二十四時間なんです、大体そういうことですか。

○田中(眞)政府委員 私の記憶ではもう少し長いのではないかと、もう少し申し上げますと、普通の例的に毎月ほとんどが第三金曜日に開催されておるわけでございます。それで、非常にお忙しい先生方でございますので、定例的に曜日を決めて、午後二時から午後五時というものがほとんどでございます。それ以上時間がないことはめつたになつたと思つておられます。したがらして、通常三時間、それに十二を掛けまして三十六時間、十三回あつたときは三十九時間、それと一、二時間の差しかないというふうに私は記憶しております。

○久保委員 監理局長の記憶よりも、ここへ資料をもらったその資料を計算しておるのですから、これはこの記録の方が正しいんじやないかと思ふのですがね。トータルすると、とにかく五十五年一年間千四百三十三件を片づけるのに正味二十四時間。これを時間で割つてみますと一件一分なんです。そういう形での審議といふものは一本本に審議がされて、会長を目前に置いてそういう質問をするのは私はまだ恐縮に存じます。しかしこれも数字に基づいての話ですから。千四百三十三件で、どういふ簡単な案件であるにしろ、一件一分では十分に検討し議論をできる時間がないんじやないかと思ふのですが、もし事務局で非常な整理をして、もう議論の余地のないやうな形で出しておるのじやないかという、善意に解釈してそういうふうにも解釈できるので、それにしても、一分といふのは、これはどう考へてもちよつとまさに神わざのやうな審議ぶりじやないかと思ふのです。こういう点どうなんですか、私の言つてゐる点が少し何か誇大に言つておるとすると問題で、会長もおられるわけですから、ぜひひとつ……。

○田中(眞)政府委員 どうもまたたして申しわけないのですけれども、第九十九条の十一の第二項に、「前項第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものとするものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しない措置

をすることが出来る。」というような形のものもあるわけですが、いづれも音声多重等をやり出す場合の申請書等についても、一つ一つ件数としては挙げておるわけでございます。ただ、内容についてはほとんど同じでございますので、件数としては数えておりますけれども、特に説明を要し、先生方の、新しい問題あるいは非常に基本的な問題を含んでおるという形で御説明申し上げ、御理解を得る必要のないもの、逆に申し上げますと、そうした案件につきましては、事前に担当官が一人一人先生方のお邪魔いたしまして十分に御趣旨の説明も申し上げる、そういうような形で、やはり千件という中におきましても、大多数のものにつきましては、諮問すべき事項としては掲げられておりますけれども、同じような判断で処理できるというものについては、それほど御審議いただく必要はない。私、出席しております非常に長時間に感ずる次第でございます。

○久保委員 非常に政治的な答弁で、しかも非常に弾力的な答弁で、非常にふくらんだような話ですが、しかし、とにかく、先ほど来申し上げましたように、数字ではそうなっておりますが、審議会が単に諮問にイエスカノーかを答えるアンケート形式のような形でもって審議をすればいいという性格のものなら、これはもうそういういたい局長の答弁のようなこともあり得ると思うのですけれども、しかし、やはり事は電波・放送に関する行政的な立場でいろいろ将来の展望を考え、また、今日の現状等をいろいろ分析しながら議論をする、審議をするということになってまいりますと、それこそ一日だけで議論しても議論がなかなか尽きないというようなこともあり得ると私は思うのです。したがって、きわめて事務的にイエスカノーだけ答えるような程度に何か問題を提起して審議をお願いするというものであれば、相当率的な審議もできると思うのです。しかし、私がいま申し上げたように、一件一分は、どう計算をしてみても、率直に言つてこれは普通

の、とにかく常人の人間わざではできないことですから。したがって、運営そのものについて私別に先入観を持ってどうこう申し上げるわけではないのです。私も実はこの資料を拝見して驚いた気持ちです。

だから、問題は、やはり審議会そのものを本当にあの電波法に規定をせられておるその目的、使命というものを果たしてまいらるという立場から運営をするならば運営をするようなことに考え直さなければならぬと私は思うのです。それは、率直に申し上げて、各委員の方々がせっかく非常に忙しい中を出席をされるのですが、これに対して何らの報酬を出されてない。何らのと言つては語弊があるかもしれませんが、無報酬だということなうなたてまえのような形になっておると思うのです。運輸審議会なんかの場合には月額七、八十万円程度の報酬が出ております。したがって、朝十時から午後四時過ぎくらいまで、毎週二回ぐらゐその間に審議会をやっておるのです。もちろん仕事の中心によつて違ひますから、何も運輸審議会に右へならえすべきだということを私は画一的に申し上げようとは思っておりません。しかし、少なくとも電波・放送行政がそんなになまやさしい行政ではないと私は思います。先ほど劈頭にも申し上げましたように、根本的な法改正をしなければならぬという問題が十五、六年もたなざらになつておるような姿。しかし今日、日々技術革新等に伴つてあるいはまた国民のニーズ等が多様化してきて、どんどんその現状に何とか対応していこうということだけでも、まあ最近出てくる法律はそうであるし、またそのことは緊急性があるのですから、私は認めます。また、やらなくてはなりません。そのことはやらなくてはならぬけれども、昔の基本的な制度はそのまゝになつておるという問題なんかは、これは何としても早く片づけなければならぬが、しかし、十数年かかって全然手がついてないのですから、大変な状態にいま置かれておる私は思うのです。したがって、審議会を開いても余り議論することもない問題がないなんという状態ではさらさらないと思うのです。

そうだとすると、最高意思決定機関と言つてもいいような性格を持った審議会、メンバーの先生方も五名程度で適當かどうかということになると、私は、あるいは運輸審議会ではありませんけれども七名ぐらいにすることも必要じゃないかと思つて、そこで、高邁な知識と経験を持つておられる方々であるはずでありますから、したがって、十分に議論を時間をかけてやつていただくということ、電波審議会のあり方についても、私は、これまた法改正を伴う問題でもありましようけれども、十分にひとつ早急にこういつた問題について検討する必要があるんじゃないかというふうに思つておるのですが、これは大臣がまたおいでになつたらちよつとお尋ねもしたいと思つておるのですが、電波監理局長はどんなふうにお考えになりますか。

○田中(眞)政府委員 実は、いま私、三十三時間ないし三十六時間と、先生の言われる二十数時間というのとは、どうしてその差が出てきたのかと考へておりましたのですけれども、ちよつとその辺で訂正させていただきますが、やはり先生方においでいただきましていろいろ仕事の内容について、御拘束申し上げるといいますか、その時間は、私が申し上げましたように、二時には来ていただくまで五時まではおつていただくという形のはずでございます。ただ、思い出ししてみますと、電波局長が入る前に、ちよつと待てというようなことがよくございます。それは何かと言いますと、その日に審議されるあるいはその次に審議される非常に重要な問題点につきましては根回し等もやるわけでございますが、正規の会議を始めると、一時間なり三十分なりかけまして、いろいろ自由に御審議いただく。それは審理課が中心になつてやつておるわけですが、いまその審理課がやつておる時間は省きまして、正規の、私どもを入れますと会議ですよということである時間か二十数時間、そういうようなことであるかと思

います。先生方にいろいろ御説明申し上げまして、電波行政、放送行政の御理解をいただいております。役所に来ていただいております時間は三十六時間ないし三十三時間である。それから、お宅にお邪魔していろいろ聞いていただくというようなことも、特に重要な問題についてはやっております。その辺について十分に御理解をいただいた上で御判断いただくというふうなことで努力しておりますので、さっきの時間の差についてはそのようなことでひとつ御勘弁をお願いいたしたいというふうに思つておるわけでございます。(「肝心なことが……」と呼ぶ者あり)ちよつとその方を考へておりました……。どうも申しわけございません。

○久保委員 時間は、私がトータルしたちよつと二十四時間と言つたのですが、それが仮に四十八時間になつてみたところで一件二分ということですから、一分が二分になつてもそう大して大きな問題じゃありません。

私がいまお聞きしたのは、したがって、電波監理審議会一つをとらえてみても、いま言つたような問題についてやはり根本的に見直しをする必要のある問題じゃないか、これは一つの例として、先ほど来ちよつと申し上げたことまた現在の運用状況等考へてですね。これは何も私単に怠慢とかなんとかという意味で言つておるのじゃないか。制度的に考へても少し無理があるのじゃないか。報酬も何も出さない。それで集まつてもらつたら事務当局も大変だと思つておるのです。それを整理して、そして説明を、いま局長は根回しもすると

言つたが、それも当然のこと、事前にいろいろ打ち合わせすることも必要でしょうし、何も会議場に出席だけしてイエスカノーだけ言えば、採決をするときの採決に加わるだけみたいな話ですから、そんなことでは問題の審議をしたとかいうことにならぬわけだし、したがって、運用もさることながら、根本的な制度そのものとしても、そういう点で、補強といひますか、強化充実をしていく必要があるのじゃないかというふうに考へ

ているのですが、その点について、所管の電波監理局長としてはどう考えるか、こういう出題です。

○田中(眞)政府委員 どうもありがとうございます。

私といたしましては、件数で割るといふようなことはございませぬけれども、やはり既定の路線を変更するとか、あるいは説明を特に要する、前と違うというような電波・放送行政はやるべきではないわけでは、一貫した行政をやっておる、そうしたことで特に御理解を得、あるいは御審議をして問題だということがあれば、やはりそれなりの時間もかけなければいけないわけですね。でも、その辺、電波行政、件数としては非常に多いわけですね。既定のちゃんとした行政なり一貫した方針でやらせていただいておりますので、結果的には、そうした件数で割りますと一件で一分あるいは二分、こういうふうなことになるのではないかと、思うております。繰り返しますと、私も同じく、大臣がおやりになる場合に御諮問申すべきこと、それについての十分御理解というものは、私どもの努力も含めまして十分御理解いただいております。ううううに考えておる次第でございます。

○久保委員 局長、そうもつばら防戦に努めないで、法改正の必要もあるし、見直す必要があるのじゃないかと言っているのですから、いや、自分としても、電波監理局長といつたって何もオールマイティーじゃないのですからね、したがって、確かにそういう必要性があると言つて、さつぱらんにそれこそ答えてもらえればいいのでして、何とか防戦をしようと思つたことは、余りそう無理をする必要はないと思つたのです。

それで、具体的にお尋ねしますけれども、大臣に対する勧告件数というものは、この十年間のことだけについては、資料を出してもらつたら、勧告件数是一件もない、こういうふうになつてゐるのです。が、しかし、いま非常に大きな問題はい

ろいろ抱えているわけでしょう。そこで、たとえば今度出た放送法と電波法の改正問題、これは一体審議会では議論したことがあるのですか。これは、ですか、それから、こういうものはかけているのですか。かけていないのですか。

○田中(眞)政府委員 必要の諮問事項ということにはなつておりませんけれども、非常に重要なものであり、当然こういうものにつきましましては御説明申し上げて御理解をいただいております。

それから、現在の電波監理審議会というものは非常に理想的に動いておるといふふうに私自身思つておりますので、そのように申し上げたわけでございます。

それから、お金の点については、私は幾らお払いしておるのか知りませんが、ごくわずかながらお車代に相当するものはお払いしていると思つております。

○久保委員 ですから、それならこの放送法、電波法の改正問題について一体いつ審議会に説明をしたのか、それからまた、あれだけ二年間にわたつて例の放送大学学園法案をめぐつての放送法改正問題について、われわれも非常に審議の場、すなわちこの通信委員会で徹底的にひとつ議論するやうな形で法案の提案も願いたいというやうなことでお願いしたのですが、そうはならなくて、文教委委員で連合審査だけやつて、十分な審議もできなかった。しかし、とにかく、廃案にもなるやうな経過があつて、足かけ三年かかりましたか、かかつて、やつと昨年放送大学学園法案が国会を通過、成立いたしました。ああいった問題なんか、なるほど必要の諮問事項の中には字としては載つていないかもしれないけれども、電波監理審議会にはかけない、あるいはそこでは御諮議願わないのだというやうなことで運営しているとする、これまた、まことに電波監理審議会自体の運営について私は根本的に反省を要するのじゃないかと思つたのですが、いかがですか。

○田中(眞)政府委員 勧告の件で少し補足の形に

なりますけれども、勧告の例があるかということでありまして、昭和二十七年と昭和二十九年にその勧告の実例がございまして、二十九年の件は、小電力標準放送周波数割り当て計画の樹立について、それから二十七年につきましましては、京浜地区における残余のテレビ申請に対する措置について諮問すること、この二件の勧告の実例があるわけでございまして。ただいま審理課の方から報告を受けたわけでございます。

それから、審議会の委員の先生方の手当という言葉をつけておりますけれども、ここに資料はございまして。

それで、監理審議会のあり方につきましてどうかということでございますけれども、私もそのあるべき姿について一生懸命努力しております。で、私自身考えてみまして、非常によく運営していただいておりますし、郵政省としてもその審議会の立場を尊重して運営に努力しておるといふふうに考えておる次第でございます。

○久保委員 私の質問に答えていないですね。それでよくやつておるよくやつておると自画自賛してみても、これは全然通じません。

いま私がお尋ねしているのは、例の放送大学学園法案の問題に関連する放送法の一部改正、あるいはまた、今回出されておる放送法あるいは電波法改正等の問題について、電波審議会に一体かけているのかかけていないのか。かけると言つても、何も審議会の議決を経なければならぬのかというふうな運営するかどうか問題があると思つたのですが、いづれにしても、こういう問題審議会にかけ十分に議論を願うというやうなことを、これも事務的にただ一回だけ、今度法律案を出しますからといってやる程度じゃ、これはかけたことになりませんよ。本当に議論をしていただく、審議をしていただくという形の運営を、せっかくできてゐる電波監理審議会というものはそういうことのためだろうと思つたのです。そうでなければ、勧告するとかということになると、よほど電波・放送行政について通曉し、それから相

当それに対する見解をお持ちにならないと、とてもじゃないが勧告なんかできないはずですよ。それがためには、単に必要の事項、さつきもお聞きしたら、条文としてはたくさん並んでいるけれども、それは別に聴聞会にもかけないんだ、聴聞もやらないんだという程度の項目ばかりづつと並んでいる。そういう問題だけについては忠実に機能していると思つたし、一生懸命をやつていと思つたんですけど、答弁してみたら、問題は、条文に字句の表現の上にはないにしても、少なくとも勧告権を持つておるやうな審議会に対しては、重要な問題については当然報告もしあるいは御諮議を願うという運用をしなければ、審議会そのものが本当にそれこそ活力のある運営はできませんよ。だから、そのことをお聞きしているのですよ。私のお聞きしているのは、事実をお答え願えればいいのですよ。要するに、こういう問題についてかけておるのかかけていないのか。

○田中(眞)政府委員 御説明もし、それなりの御議論もいただいております。ううううに私は理解しております。特に今度の放送法、電波法につきましては、私自身も出席いたしまして御説明し、若干の御議論をいただいたと記憶いたしております。

○久保委員 この法案については田中局長が提案趣旨の説明も行った、いろいろ苦労して仕上げた改正案だろうと思つたのですが、そういう点からいくと、今度の放送法改正法については、それではいつ審議会ですういつた説明をせられたのですか。ちよつと思ひ出すなりメモを見るなりして御説明願えますか。

○田中(眞)政府委員 正確な記録については当然記録があるわけでございますが、いま手持ちにありますけれども、三月に二回監理審議会が開かれておりますが、三十一日とその前は五日ですが、三月の五日に御説明申し上げております。これは案が固まつた段階において御説明申し上げておるといふことでございまして。

○久保委員 御説明申し上げたというお話ですから、御説明になったのだらうと思つたのです。

会長がここにおいでになりますので、ちよつとお尋ねしたいと思うのですが、こういう案件についてそういう説明をお聞きになったのだと思うのですけれども、委員の間で十分に御議論等おやりになりましたですか。

○菊池参考人 お答えいたします。

電波法、放送法の改正案につきましては、省側から説明がございまして、それについてわれわれももちろん質問もし、主として理解をするための質問でございまして、意見としては、私どもの理解する限りでは社会情勢の変化とか、行政はなるべく簡素化した方がいいというふうな見地、それから国際的な関連から起こってくる問題もありますし、すべてそういう客観的な条件から改正が必要になってきたというふうに理解しております。そういう改正案がおかしいという積極的な意見と申しますか、というものは正直なところは出しておりません。

○久保委員 菊池会長は、会長に御就任になったのは比較的最近のようですが、委員はすでに五年前後おやりになっているのじゃないかと思うのです。先ほどちよつと私問題にしましたが、放送大学学國法に關する例の放送法の一部改正、これは放送法の中に一条一章設けたのですけれども、この問題は足かけ三年国会での議論の結果、私どもはどうも納得できないということであつたのですが、とにかく文教委員会でも可決をし、さらに参議院を通過して成立したのです。そういうふうな二年、三年にわたつて国会でも非常に議論になったのですが、さらにさかのばれば、約十年間にわたつて郵政省、文部省の間でもいろいろ議論を重ねておつたようですが、こういった問題等については電波監理審議会でもやはり御議論になられた経過がございませうか。そういう議論ということじやなくて、これもまた当時説明を聞いたという程度だつたのでしょうか。ちよつとお答え願ひたいと思うのです。

○菊池参考人 お答えいたします。

放送大学問題については、いま先生からお話がありましたように、数年前から出ておるということ、われわれとしても、個人ということではございませうか、マスコミ等を通じて承知はいたしております。しかし、電波監理審議会においてこの放送大学法案の説明を受けたのはずつと後のことでございまして、去年のいつごろかはつきり覚えておりません、たしか去年だつたと思ひますが、あるいはその前の年でしたか、ちよつと記憶が定かでないけれども、経過並びにその目的というふうなものについては説明を受けました。すけれども、これも正直申し上げて、そういうこととの可否についての意見、つまり反対的な意見については申し上げたことはございせん。ただ、それを、何といひますか、承知したということではございせん。

○久保委員 本来この種の問題については、せっかく国会のわれわれ両院で同意を与えて任命をするといったような重みのある電波監理審議会の委員、こういったものが、法制上ももちろんこの非常にとくさんの条章で規定をせられておるような制度の電波監理審議会、こういうものについての運用が、私は、やはりもう少し法に定められたあるいはまた法の精神、そういったものを十分に尊重して運用されなければならぬと思うのです。どの道を選ぶべきかというふうなことで事務局は非常に苦労しておることは私もよく知つておりますし、特に免許問題をめぐつても、混乱といつてもいいほど大変な申請者が出るといったような状態の中にあつて、電波監理審議会そのものもだからもう少し機能しなければならぬし、それがためには法改正も必要だと思つておる。その点、菊池会長は実際お携わりになつておつて、現在のこういった運営についてやはりもう少し審議会そのものの強化なり充実を図る必要があるというふうにお考えになられますか、どうですか。現行の法律制度の面から言つても何か不十分なような感じがしますが、どんなふうにお考えになりますか。先ほど来局長は、えらいうまくいつてゐる、

こう言つてゐるのですけれども、どこがうまくいつてゐるのかよくわからないのですが、私はうまくいくような仕組みにも余りなつてないのではありませんかと思ひ、非常に煩瑣で非常に繁忙であることは私は十二分にわかつてゐるわけです。したがつて、電波監理局自体も人手なり陣容なりそういったものも現在でいいとは思ひませんし、むしろ、今日こういう状態にありますが、現在のようにな状態にありますが、振り返つてみると、今度のいまの臨調との関係では少し話が逆になるのですけれども、電波行政についてもどんどん人減らしをやつていくというふうなことでどうにもならなくなつて、例の認可問題をきわめて簡素にやるとか、今度は市民ラジオ無線局の免許はもうやめてしまふというふうなことにしているのです。そういうことで切り捨てていくというふうなかつつこうでどうにかその場の場をしのいでいくという感じがするわけであつて、そういう点では、電波放送行政についての十分な陣容なり組織そのものができてない、私はこういうふうにも判断するわけです。

そういう問題はそういう問題としてあります。とにかく、現状についていろいろ不備といふか不十分な点が多いと思うのですけれども、電波監理審議会の会長さんとして何か御所見がございませうか。

○菊池参考人 電波監理行政といひますものは、非常に技術的、専門的な行政分野でございまして、そこで、電波監理審議会といたしまして、この案件に対する調査、審議に対しては非常に勉強しなければいかぬ。われわれ必要な情報と知識を——もともと委員の方々にいろいろなバックグラウンドがあるわけではございませうが、私個人について言へば、もともとそういう専門知識があるわけではなないわけではございまして、そういう情報や知識を得るのに非常に勉強しなければいかぬと思つておりますが、そういう勉強を踏まえて、審議に当たつては慎重に対処していきたいと思ひます。また、そういうふうなやつてゐるつもりでござい

ますけれども、現時点におきましては、まあまあ電波監理審議会のあり方としては、大変個人的な言い方でございませうけれども、こんなものではないか、まあまあおおむねうまく運営されてゐるのではないかと、こういうふうな考へております。

○久保委員 どうもそこあたりは納得できないのですが、会長さんの立場で余り文句も言へないからということだろうと思つてゐるのですけれども、率直に申し上げて、先ほど来、私が会長さんなりあるいは特定の方々に對してどうこう批判的なことを申し上げてゐるわけではさらさらないのですが、制度上非常な欠陥があるだろうと私は率直に言つて思つてゐるのです。審議会そのものが、先ほど申し上げたように、とにかく運営そのものについて、私は十分だとは言へないと思つてゐるのです。

この技術的な問題は非常にむずかしい問題がありますから、その問題は問題として、御承知のように、電波技術審議会というものがあつてしまつたら、それはそれなりにまた審議会であつてもらうとして、大所高所から電波・放送行政について、私はやはり、高い指導性と申しますかあるいはまた判断力と申しますか、そういった立場で、ぜひひとつ、電波行政の誤りない運営ができればと思つてゐるのです。

それがためには、根本的に法律改正も必要でしょうし、それから運営についても、私は、もう少しやはり、最近の言葉で言う活力ある運営をしていく必要があるのではないかと。これは率直に申し上げて、先ほどいろいろ局長の方から弁解がましい回答があつたのですけれども、一件一分や二分で、どう釈明をしようか、私は十分な議論をしてなしたことはならぬと思つてゐる。もちろん、これは純粹にテーブルについての審議期間だけで、きわめて短時間の数字だと思つてゐるのですけれども、それにしても、とにかく一分や二分なんから一案件片づけられるというふうなことでございませうかと思つてゐる。そういう点について

て、ぜひひとつ今後の運営の問題についてお考えを願いたい。

と同時に、報酬等の問題がありました。それはいま一月間に一回ぐらしか開かれたいその会議に出たからといって、一万円から二万円出して、それが若干の報酬だなどという考え方にはちよつと言えないと思うのでして、そういった点も、私はやはり制度上きちつとすべきではないかと思つてゐるのです。これは電電公社の経営委員会についても前々から言つておるのですが、これは報酬をもらつてはならぬ、支給してはならぬとなつて禁止をしております。したがつてできないのですが、これも考えてみると、経営委員会というものに負わせておる任務からいつたら、私はやはり堂々と、きちつとした報酬を支給すべきだと思います。

それから、電波監理審議会の場合、これは禁止規定はないわけなんです。電電公社のように禁止規定はないわけですから、私は出そうと思へば出せないこともないのじゃないか。ただ、明確な報酬を出すという積極的な規定がない。だから、こういったこともまた、法改正の場合に十分に考慮する大事な問題だと私は思ふのです。報酬の話をするとか余りきれいな話でないようなことを言いますけれども、出すべきものはきちつと出さなければ、とてもじゃないですが、非常にお忙しい方々が時間を割いて御出席になるということもできないと思ひますし、時と場合によつては兼職禁止ということにせざるを得ないと思ふのですけれども、要するに、そういった制度上の問題は制度上の問題として、きちつと改善をすべきだと思います。

局長、余り弁解がましいことではなくて、私の質問に対して率直にひとつ大臣にかわつたつもりで答弁してください。

○田中(眞)政府委員 冒頭に先生から電波監理審議会はどのようなものかという御質問がありました。わけで、私、電波・放送行政が公正に行われてい

るかどうか、その辺の、担保するというところから判断すべきであるというふうに考えますけれども、いま先生のお話をいろいろお聞きしております。先生の審議会に対する期待するところというものを十分理解できたわけでございましてけれども、私は、当初申し上げましたように、行政の公正を担保するという観点から現在の電波監理審議会は機能しておるのかどうか、そういう意味におきまして、私は、十分そのように御説明いただいておりますし、私どもいろいろ問題を御説明あるいは会を運営する場合にも、そういう観点から誠意を尽くしてやつておるといふふうに理解しておりますので、そのようにお答えしたわけでございまして、ただいまの御審議で、先生の審議会に対するお考えというものも非常にはつきりいたしましたので、将来の審議会のあり方というものにつきましましては、ただいまの御提言を踏まえまして十分研究してまいりたい、このように考える次第でございます。

○久保委員 局長も大変な仕事をやりながらいろいろ苦勞しておることは、そういった答弁の態度にもよくわかるのですが、しかし、非常に歯切れが悪い。もう少し積極的に、現行制度についてもやはり検討。先ほど申し上げたように、昭和四十一年以来の懸案問題の中の一つの具体的な例として私は申し上げてゐるようなものだから、ぜひひとつ積極的な姿勢をとつてもらいたいと思ふのです。

大臣はおいでになりませんが、政務次官がおいでになりますので、先ほど来私は一時間前後にわたつて、電波監理審議会をめぐる問題、あるいは電波・放送法の改正問題をめぐらる問題等、ちよつと経過等も織りまぜながらいろいろお尋ねしたのですが、政務次官として、いま私がお尋ねしておることに対して、あるいはまた申し上げておることについて、どういふふうにお考えになりますか、ひとつ名答弁を期待いたします。

○水平政府委員 お答えいたします。先生のきわめて高邁な御理論を敬服して拝聴い

たしておつた次第であります。電波監理審議会というのは、電波監理委員会の流れを酌むものでございまして、御案内のとおり裁判権に相当するような権限を持っております。私どもはこれは普通通裁判所と同格ではないかというふうな認識を持っております。その中でも特に権威のある審議会として私どもは受けとめております。したがつて、その中において審議される内容というのは、技術的にもそれから知識から見ましても非常に専門的なものでございまして、しつかりとした審議を、さらにいろいろな情報を集めて委員先生方の一層の努力を期待しておりますのでございまして、私、いまお聞きしております、報酬というものがすべてのものではないとは思ひますけれども、しかし、それはもう一つの裏打ちといひますか、保証といひますか、手段といひますか、これは当然あつてしかるべきだと思ひました。私、お話を承つておつて、すべてではないにいたしましても、十分裏打ちをされておらないといひます。何かしらこれは申しわけないような気がいたしたのでございまして、間もなく大臣もこつちへお見えになると思ひますが、早速私から申し添えて、そして先生に御満足いただけるような報酬の保証をいたしまして、十分御審議いただけるようにしたい。そしてまた、私どももしよつちゅう連絡をとり合つて、欠点のないようにお互いが相互補てんをしてまいりたい、そんな気持ちでおります。

○久保委員 非常に心強い御答弁をいただいて結構です。私、時間がほとんどなくなりましたが、次に、電波法あるいは放送法の改正の中身について若干お尋ねしたいと思ふのですが、ほんのわずかでですから少し駆け足でもつてお尋ねします。電波法の一部改正については、行政事務の簡素合理化といったような立場で、市民ラジオの無線関係の問題につきましましては、大分簡素化するよう

ですが、この市民ラジオの無線局についての免許を必要としないというふうにするにまつての理由は何ですか、簡単にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

市民ラジオの無線局について今回大臣の免許を要しないという措置をとつたわけでございましてけれども、従来は、他の無線局あるいは家庭の電子機器に対する妨害の原因ともなるということ、技術基準への適合性を型式検定という形で確保する、そうしまして呼び出し名称を個別指定する、そうして登録させまして把握しておつたわけですから、今回、市民ラジオの運用につきまして、行政簡素化等の立場も踏まえまして、無線局の周波数を固定し、電力を決め、特定し、また技術基準適合証明というように形で設備条件を確保することによつて、行政の簡素化を図るとともに、電波行政の維持と申しますか、秩序の維持を図れるという形の措置をとつたものでござい

○久保委員 従来も微弱電波の無線局については免許は要らないということになつておつたのですが、それとの違いは、これも技術的な問題なんです、どういふことですか、簡単にひとつお答え願ひたいと思ふのです。

○田中(眞)政府委員 微弱な電波については、先生いま御指摘のとおり、郵政省令の定めるところによりまして免許を要しない。これは技術的にもあるいは社会的な使用の形態を考えましても、実益も乏しいし、また無線局と言つては余りにもおもちゃ的であると申しますか、ワイヤレスマイクとか、あるいは模型機の無線操縦発信機、ラジオン等があるわけでございましてけれども、具体的に無線局の秩序を維持するのに対して妨害を与える場合に秩序の中に入れるべきであらう、そうした枠にもひつかからないということでございます。

ただ、市民ラジオの場合につきましては、使つてゐる周波数帯の近所に漁業無線もあり、また、

倍長波の関係等につきましては、テレビにも混信を与えるチャンスがあるというようなことで、今回は周波数を指定し、電力を特定し、なお技術基準適合証明制度というようものをかおせることにより秩序が維持できるという形で簡素化を図った、こういうことでございます。

○久保委員 免許を必要としないということにするわけなんです、しかし、電波監理上は秩序維持の問題で問題ない、そういうように判断をせられるわけですか。

なお、市民ラジオ無線局の局数をちよっとお答え願いたいと思いますし、それから、特に過去五年間にどういう増加状況になっておるのか、数字的にお答え願いたいと思います。

○田中(眞)政府委員 五十二年から五十六年度までの年度別五年間の免許状況を申し上げますと、五十二年が四万九千二百二十八局、五十三年が四万三千五百五十七局、五十四年度が四万一千八百七十一局、五十五年度が三万六千六百二十六局、五十六年度が三万二千九百六十局というふうになっておりまして、平均して申し上げますと、年間約四千局程度減少しておるということになっております。

○久保委員 今後の電波監理上問題はないという判断でこういう措置をとったのだと思うのですが、いま五年間にわたって年々相当数の増加があるわけなんですけれども、逆に、免許を取り消すというか、そういった数字は余りありませんか。

○田中(眞)政府委員 絶対数といいたしましても、更新をしないというのがございまして減少しておりますという数字が出ております。結局五年間いたしますと失効するわけなんです、更新を申し込んでこないという形で、現在のところ二十七万局くらいですけれども、この在籍の登録数というものが減つておるというのが実情でございます。

○久保委員 次に、外国公館の無線局関係でお尋ねしたいと思うのですが、今度の電波法の第五條の第二項に第五号というものを新設することになっておるわけですか。この中に、「大使館、公使館

又は領事館の公用に供する無線局」というふうになっておるわけですか。この大使館、領事館等の公館の公用に供する無線局というのは、言葉としてはわかるのですが、実際問題として公用であるのかないのかということとを一体どう区別できるのか、そこを少し説明をお願いしたいと思います。

○田中(眞)政府委員 大使館、公使館、領事館等の公用に供する無線局に免許を与えようということでございますが、公用と申しますと、その大使館等の公館が本国政府から業務として委託された仕事のことかと思ひます。具体的に、通信をするわけでございますが、その内容が実際に公用なのかどうかということにつきましては、外交上のことでもございまして、国際信義と申しますか、そうしたものに期待いたさざるを得ないというふうになっております。

○久保委員 現実には外国公館でもって不法無線局の開設等を行つておるような事実はあるのですか、ないのですか。

○田中(眞)政府委員 現在は外国公館に無線局を排除してあるというか欠格事由に該当しておるわけでございますが、私どもの監視機関におきましてモニターと申しますか監視するわけでございまして、残念ながら数カ国の公館から電波の発信の事実があるということ把握しております。

○久保委員 その電波の発射地の把握ということはどういうことですか。

○田中(眞)政府委員 特定できております。

○久保委員 そういつたことについては外交上の手続で当然反省を求め、そういつたことそのものをやらせないように、私は手続は手続としてきちつとやって、しかも、電波秩序維持の上から毅然たる態度は態度としてとるべきだと思ひますが、どうですか。そういつたことはやつておられますか。

○田中(眞)政府委員 仰せのとおりだと私も理解して、その旨、外務省等を通じて善処方申し

込んでおるということでございます。

○久保委員 外務省はそれに対してどういう措置をとつておるのですか。

○田中(眞)政府委員 外交上の問題でございまして、その点私どもいたしましては、外務省の方で強く申し入れると同時に、定期的に監視を続けることになっております。ただ、外務省に申し入れた後どういう形で処理されているかについては、私どもとしてはちよっと明らかにする立場にはないと申しますか、そういうことでござい

○久保委員 しかし、電波行政を預かる立場から言えば、きちつと結末をどうするか問題なんです、手段として外務省をわづらわしてやらなければならぬ性格のものだろと思ひますが、最終的な結末について確認がでないような、ただ文句を言うように外務省の方に頼んだという程度では、実効が上らないと思ひます。私も、実はそういう問題があるとは余り感じないでいまちよつとお尋ねしたら、いまのような現実にあるというところであるならば、日本としてきちつと当該国に嚴重に申し入れる、とにかく即刻やめてもらうということは当然やらなければならぬと思ひます。けれども、外務省はどういう措置をとつたかわかりませんというのじゃ、そんな態度はちよつと本意じゃないですか。

○田中(眞)政府委員 まことに遺憾でございますが、そういうことですが、幸いにして、いま御審議いただいている法案の御審議を終了させていただきますれば、そういう新しい立場についても、外務省を通じて公館に嚴重に注意すると同時に、直ちに新しい体制での規制に入つてもらつて申しますか、申請なり何なりをやつてもらつて申します、秩序に入つてもらつて嚴重に申し入れたらと考えております。

○久保委員 そういう面もあるでしょうが、同時に、逆にスパイ通信なんかを助長することにもつながる危険性もなしとしないのじゃないかという感じがするのですが、どうですか。

○田中(眞)政府委員 今度の措置によりまして外国公館のスパイ活動等を助長することにならないかということでございますけれども、実は、わが国にありまして外国公館、あるいは日本の外国に公館がある公館でも同じことかと思ひますが、外国公館が日本の国内通信網あるいは国際通信網を使用することは自由でございまして、外国公館が行おうとする通信につきましては、変調器で暗号と申しますか、わからない言葉で送ることは現に可能でございます。これは日本が外国にあつた場合でも同じことかと思ひます。また、外交官といつたしましては、いわゆる外交関係に関するウィーン条約というもののによりまして、外交伝書使あるいは外交封印袋による通信が保障されておりますし、また税関等の検閲も受けないということが保障されているわけでございまして、したがひまして、国際航空便等によりまして、いわゆる特別な情報の資料の交換あるいは本国への送達も自由になっておるわけでございまして、したがひまして、今回の改正によりまして、それがスパイ通信というふうなものに助長するかどうか、これは直接的には全然関係がないと申しますか、結びつかないものというふうになっております。

○久保委員 それじゃ、時間がないですから、次にお尋ねをいたしますが、今度の放送法の改正の中で、NHKもそれから民間放送もそうですが、災害時の場合の放送ということで、第四十五條の二の規定を設けることにいたしておりますが、この災害対策の問題については、NHKの場合を考へますと、現在NHKは、災害対策基本法の二條でいわゆる指定公共機関というものになっておるわけですが、したがつて、現行の制度のもとにおいても、災害対策基本法に基づいて、NHKは災害関係についての必要な放送等は行ななければならぬということが義務づけられておると思ひますが、今回、いま申し上げた条文を新しく設けて、やはり災害の場合における放送を義務づけている。もちろん、これは民間の事業者についても準

る人については一つの番組として完成しておるわけでございます。そうした場合に、特定の限られた方々とはいえ、放送文化が非常に開け、三十年になろうとしているわけですが、その間ほとんど染めなかつたといえますか、内容を十分

に樂しむといふところまでいかなかつた方々のために、こうした新しい技術の成果というものをお送りするといふことは意義があるといふような考え方です、それなりの経費なり、あるいは特定の部分に限られていゝといふことで私どもいろいろな御要望等もいただきまして、そうした措置をとるべきものであるといふ判断のもとに、このようないふたい上げ規定を盛り込んだといふことでございませう。

○久保委員　ですから、そういうった必要性が当面あって、いわゆる補完的な使用ということを法文化した。一方、独立利用の方は法文化はしなかったが、決してそれを禁止しているわけでもないし、それもやってもらうんだ。だから、どちらに重点を置いていいのかと言え、補完的な利用の方に重点を置いていくんですね、こうお尋ねしておるわけです。ですから、それに対していまいろいろ

るまた御説明があつたが、私のお聞きしていることについてきちつとお答え願いたいと思うのです。

○田中(眞)政府委員　ただいまの文字放送に限つて申し上げますと、二つの日と申しますか、これを利用できる。その期間、時間が利用できるといふことで、番組で申し上げますと、二十種類程度

の異なった番組ができるわけでございます。

それで、補完利用ということを考えました場合に、二種類か三種類で十分であるわけでございます。あとの十七、八種類の番組というものは独立して利用するという形になるわけでございまして、この二、三の番組に使う補完利用というものを忘れなないでほしいということでございます。いろいろな補完利用の形態を考えましても、二十種類のうち補完する番組をいろいろ考えても四つ、五つまでにはならないのではないか。そうすると、残り

の十五は独立的内容になる、こういうことでございまして、やはりそれは新しく使える内容でございまして、伝送でございまして、十分使っていただきたいということございまして、どちらを重視しているんだというお答えは、やはり両方ともそれなりに利用していただきたい、有効に使っていただきたい、こういうことでございまして。特に音声多重などで申しますと、これはやはり補完利用の方がいいんだ、一つしかないから、こういうことでございまして。

○久保委員 終わります。

○水野委員長 これにて久保等君の質疑は終了いたしました。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時四十分開議

○水野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。阿部末吉男君。

○阿部(末)委員 この放送法を改正をして、テレビジョン多重放送の実用化を図ろうとする本法案の改正については、その趣旨に賛同いたしております。しかし、なおわからない点あるいは意見等もございまして、若干質問をさせてもらいたいと思っております。

まず、テレビジョン多重放送を行うに当たっては、協会、放送大学、学園及びすでに免許を受けている一般放送事業者は、新たに無線局の免許を必要とするのかどうか、その辺のお考えから承りたいと思っております。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。多重を行う場合あるいは文字放送を行う場合新たな免許を必要とすると考えておるわけでございしますが、その考え方は、テレビジョン放送に多重

しているものでございすけれども、その多重の内容は、別個独立の放送番組を送り得るということとでございまして、したがって、既存放送事業者及び第三者が文字多重放送を実施するに当たっては、新しい免許としてつかまえる、電波法上の放送局の免許を必要としておるというふうと考えております。

○阿部(末)委員 まず、多重放送というのは現行のテレビジョン放送に重畳して放送する、さっき局長おっしゃってくださったように、音声については時間的なすき間を、そして文字についてはいわゆるチャンネルのすき間を利用する。これは重畳して行う以外にやりようはないわけでございすから、NHKなりあるいは一般の放送事業者が行うことが当然過ぎるほど当然だと思ふのですけれども、なおかつそれに無線局の開設の免許を要するものかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○田中(眞)政府委員 実例で申しますと、ある放送事業者はテレビジョン放送ということで映像とそれに伴います音というものをすでに送っておるわけでございす。文字多重はそれとは別個の情報で送られる、番組も送られるということとでございすので、テレビジョン放送事業者の設備というものを常に共用するといえますか、大部分を使わなければいけないとしても、すでにあるテレビジョン放送事業者が、技術の進歩によりまして、時間的すき間あるいは周波数的、スペクトラム的すき間を利用して音声多重なりあるいは文字多重ができるわけでございす。すでに免許を持っております事業者がそうした場合に含めて免許したわけではなく、こういう考え方、別個の内容のある番組を送れるという意味で、新しい事業としてつかまえたわけでございす。

○阿部(末)委員 放送法上放送を免許するということではなく、基本的には無線局の開設を免許する。その無線局が放送を行う場合には、普通の無線局以外におかれただけのものが要りますよという申請手続の定めはあるわけでございす。しかし、こういう放送を行うということで免許を

取得するのではなく、無線局を開設するという免許を与えてあるのですから、そこで、当然、このテレビジョン放送に重畳して行う多重放送というものは、無線局の開設免許を与えたときに資格があると解すべきではないでしょうか。

○田中(眞)政府委員 テレビジョン放送局が申請されました場合に、設備的には電波法として把握するわけでございまして、その中にテレビジョン放送局の標準方式というのがございす。その中に詳しく図面もつきまして記載されております。具体的に申しますと、文字多重で申しますと、そのところの水平走査線信号の十六番目なり二十一番目については、それを使って今度多重をしようとしておるわけでございまして、16Hなり21Hについてはいまの文字多重を送るよう工夫をしたやり方をやってみようというところは、テレビジョン放送の免許を得たときにはそういうふうにはなっていないわけでございす。

○阿部(末)委員 そこはわかります。そこで、音声多重と文字多重は質的には違ふものですが、片方は時間のすき間を利用しておる、片方はチャンネルのすき間を利用しておる。しかし、あなたの方の法律で、テレビジョン多重放送という言葉でこの二つを縛ってしまつてあります。しかし、テレビジョン多重放送はまだそのほかに幾つかの新しいメディアが考えられる。新しいメディアができるたびに、またその都度免許をしていくという方針になるのですか。これに縛つてあるから、また新しいものができると、文字多重、音声多重以外のものができると、また免許をせんならぬようになるわけですか。

○田中(眞)政府委員 ニューメディア開発の技術進歩は非常に激しいものでございまして、テレビの多重だけつかまえても、考えられているものとしてファクシミリ放送とか静止画放送とかいろいろあるわけでございす。今度法でつかまえておるわけでは、技術的にすぐにも実用可能であるというところの音声多重と文字多重を盛り込んでおるわけでございまして、次に出てま

いります開発のものがどういう形態で開発されるかということでもございすところとでございすけれども、たとえば新しくファクシミリ放送ができるあるいは静止画放送ができるということになりますと、新しいやり方と申しますか事業としてつかまえるべきものであろう、このように予測をいたしております。

○阿部(末)委員 そこで、あなたの方から見ると、もう当然過ぎるほど当然のことかも知れないのですけれども、この改正の条文なり要綱を読んできて、私どもなかなか理解しにくいのですが、まずこういうふうな理解をして間違いないかどうか。協会及びテレビジョン放送を行う一般の放送事業者は、みづからテレビジョン多重放送を行うとともに、放送設備を賃貸して第三者にもテレビジョン多重放送を行わせることができる、これが大体法の趣旨である、こう考えていいですか。

○田中(眞)政府委員 そのように考えております。具体的には、文字多重の場合16H、21Hというようなことで、どちらかを事業者、16Hなら16Hを事業者が独立利用と補完利用に使つていただいて、もう一つのHを第三者なり適当な契約のできた方にお使いいただくのが適当ではないだろうか、このように考えております。

○阿部(末)委員 いわゆる一Hは自前の独立放送、独立の放送は補完的なものと独立したものがある。もう一つのHについては、これは第三者に設備を提供して利用させる、こういうことにならうと思ふのです。

○田中(眞)政府委員 当然第三者は、すでにテレビ事業の免許を受けております者と多重のために

第一類第十一号 逓信委員会議録第七号 昭和五十七年四月十四日

使うべき設備の部分について契約を結ぶわけでございますけれども、それによつてそのまま免許になるわけではございません。そうした設備利用に對する契約ができた時点で申請いただきまして、私もいたしましては、その契約の内容と内容とが適当であるか、あるいは多重の普及に役立つ内容のものかどうかというところは、当然見させていただきますけれども、それだけで新しい多重という事業をやつていただくということにはなりません、一般の放送事業者と同じに、審査と申しますか、新しい多重放送事業者の申請という形で判断したい、このように考えております。

○阿部(未)委員 すでに無線局の開設が免許されておるものを借り受けて使うだけでしよう。その者が無線局の開設の免許を受けなければならぬという法的な根拠はどうなりますか。

○田中(眞)政府委員 すでにテレビジョン事業を行う者として開設しておる者から設備を借りるということでございますけれども、それならば新しい免許の申請は要らないのかということですが、いわゆる二重免許という形で、たとえば、建設省の施設をほとんどそのまま消防庁等が無線局として借りておるといふような実例がございます。それにつきましては、やはり二重免許という形で消防庁等にも御申請いただきまして、新しい無線局、別の免許として処理しておるといふように理解しております。

○阿部(未)委員 私は法的な根拠をお伺いしたわけですが、しかし、こんなふうにお決めるなら、法的に確たる根拠はなくても運用上そうやうなればよいが悪いのだ、だれでもかれでも勝手にやられては困るから、免許を申請してもらわなければ困るのだというなら、それはそれで運用上の問題として理解ができるのですけれども、すでに無線局の免許を受けておる者が賃貸するわけでしょう。人の開いておる無線局を借りる者がまた自分も無線の免許を受けなければならぬということとは、法的には少し無理があるような気がするのです。ただ、運用上そうしなければやりにくいだろうという気はするのですけれども、その辺はどうですか。

○田中(眞)政府委員 技術的に申しますか、設備的にちよつと御説明させていただきたいと思うのですけれども、たとえば、テレビジョン多重の番組を21日を使いまして既設の事業者でない方が放送なさる、こういったした場合に、相当部分につきましては既設の放送事業者の設備を借りるわけでございますが、そのみでは多重は乗せられませんが、そのためには、まずその多重する部分、独立利用する部分の番組を含みました変調器が必要でございます。それを21日に乗せる、隣でやつておりますテレビジョン事業者の電波の二十一番目のところ一日分だけ入り込む。うまく入り込みまして、すでに通常送られておる電波を邪魔しないのでそれと重畳する、そうしたための付加設備も必要でございます。したがって、技術的、設備的に申しまして、いま申しましたような多重の部分の変調設備ないしは二十一番目のHにうまく乗つかるための設備というやうなものにつきましては、すでに免許を受けているテレビジョン放送事業者のものではないわけでございます。これをどうしても必要とする、これが新しい第三者自身の設備であるはずでございます。

○阿部(未)委員 そういう専門的なところを申されてもわからないのです。わからないけれども、四十九条の三を設けて、テレビジョン多重放送の用に供するための計画、これは放送の設備も入つておるようですね。放送の設備も含めて、その提出を求めることができる。これはいま局長がお話しになったやうなものを含めて、この設備ならば賃貸してもよろしい、こういうことになるから、結局、いま免許を受けておる者がこの設備まではする、あとは賃貸を受けるだけ、その方が本当じやないですか。

○田中(眞)政府委員 設備として大きい小さいかという差はありましようけれども、ちゃんとした場所をとりまして設備を備えて、既設の放送事業者の設備を邪魔しないやうにうまく乗つかるというものです。重畳するための設備は必要でございます。

○阿部(未)委員 どうも私はよくわからないのです。そうすると、賃貸というのを賃貸するの。か。既設の放送の設備を利用して第三者がやる、その既設の放送の設備が第三者に賃貸できるやうな内容であるかどうかについては、この四十九条の三でもつて、あなたの方で書類を出させてお調べになる。それは第三者が新たに何か設備しなればならぬものはないのであつて、新たに第三者が設備するならば、設備を賃貸するというのは、それもおかしくなってくるのです。設備を賃貸するんでしよう。早く言えば、提供するわけでしょう。これはあなた方は、放送を免許するので、それとも無線局の開設を免許するという考えですか。

○田中(眞)政府委員 無線局の設備を電波法的に審査すると同時に、放送事業者として審査するわけでございます。そうしまして、いま賃貸と申しますけれども、相当大部分のものは賃貸するわけですけれども、それだけでは決して多重の放送はできないわけでございます。放送設備と変調設備というものを、多重変調設備と申しますか、そういうものがぜひとも必要となるわけでございます。

○阿部(未)委員 多重放送設備というのは、賃貸をするいま免許を受けておる者がしてはいけないのですか。

○田中(眞)政府委員 そういう場合も物理的にはあるかと思ひますけれども、それはあくまでもその貸されたものは本来のもとの家主と申しますか、それにかかわる放送事業者の放送設備としては全然必要のないものでございまして、それをまたまたお貸したというやうなことであるわけですが、新しい放送事業者につきましては、その部分について、借りたものとしても運用の責任は新しい多重放送事業者が持つべきもの、こういうふうな考えておるわけでございます。

○阿部(未)委員 どうもその辺がよくわからないのですが、余り議論してもしょうがないので、それでは、もしも全部の変調設備が完了して、16と21なら21の方の設備もつくつてしまつて、それからお貸ししますと言つたら、無線局の開設は、すでに免許を受けた者がやつておるわけですから、新たに機械をつけないければ何も免許を受ける必要はなくなつてくる。

だから、手続上そうした方がおたくが運用上やりやすい、そういう関係から第三者に免許を受けさせようというやうな発想ならば、それはそれなりに理解できるのです。しかし、法的にこうしなればならぬという根拠はどうも薄いやうな気がするわけですが。現に、免許を受けて無線局を開設してテレビジョン放送をやつておる、その設備を借り受けてやりなさいよ、こう言うのだから、設備を借りる者が無線局開設の申請をせんならぬという理屈は法的には非常に薄い、私はそういう気がするのです。本當の腹を言ひなさいよ、あなた。

○田中(眞)政府委員 その辺は、結局、多重放送をどう持つていくかという方針の問題でございます。文字多重放送というものが出てきました場合に、非常にマスメディアの集中その他の問題もあるというところで、一つは本来のものに、もう一つはやはり新しい事業者と申しますか、情報のソースを多くに求めよう、こういう考え方でございまして、そうして、別のものとして把握したい、こういうわけでございます。

○阿部(未)委員 少し無理な理屈をこじつけやうとするやうな気がするのです。私は、大体これは運用上免許をせざるを得ぬだろうと思つて、しかし、それが法的に、無線局の開設はぜひ免許を受けてやらなければならぬという根拠があるかどうかと考えると、ちよつと無理な気がするのですが、運用上の問題として私は理解ができますから、このことをい悪いということはこの際言う気はありません。そこで、この場合に、放送設備を貸与する一般

放送事業者と、貸与を受ける第三者の放送事業者、これはどんなふうに区別をすることになりますか。貸与を受ける方も一般放送事業者、平口で言えば民放、それから貸与をする方もやはり民放、こういう呼び方になるのですか。どういふ呼び方をするつもりですか、区別は。

○田中(眞)政府委員 大きく言いますと、一般放送事業者ということになるかと思えます。NHKでないということですね。それは、NHKの設備を使つた場合も、第三者利用の場合には一般放送事業者、こういうことになるかと思えます。

○阿部(未)委員 しかし、実際は、一般放送事業者と一口に呼んだら非常にわかりにくい状況になつてくるだろうと思ふのです。いま免許を受けておる一般放送事業者と、設備の貸与を受けてテレビジョン多重放送だけをやる一般放送事業者、こゝろ分かれてくるわけでしょう。上がくつつかないとおかしい気がするのですけれども、これは、呼び方はどうするかは別にして、これからの取り扱ひ上、何らかの区別が必要じゃないかという気がするわけです。何かお考えになつていますか。

○田中(眞)政府委員 そういうことが必要な場合には、多重放送事業者というのをもう一つかぶせる形にならうかと思ひます。

○阿部(未)委員 これはへ理屈ですが、多重放送事業者と呼ばば、一般放送事業者も多重放送をやるわけですね。だから、なかなかむづかしいのですが、これは検討課題としてちよつと気になつたものですから……。

さて、その次に、協会及びテレビジョン放送を行ふ一般放送事業者、ややこしいからこれからNHKと民放というふうに言ひますが、多重放送を同時に放送されるテレビジョン放送の番組の内容に関連をして、かつ、その内容を豊かにし、効果を高めるようにといふこのいわゆる精神条項、これがちゃんと規定をされておられますけれども、先ほど来お話しのように、民放はテレビジョン放送に関連をするものではない独立のテレビジョン多

重放送ができる。いわゆる16Hと21Hというふうに分けて、その16Hなら16Hの方は補完的な、従来のテレビジョン放送に関連をしてその内容を高めることに使う場合と、それ以外に、独立をしてこれを使うことができる。これも間違いないです。

○田中(眞)政府委員 そのとおりでございます。

○阿部(未)委員 そうしますと、いますでに免許を受けておる民放の皆さんがテレビジョン多重放送をおやりになる、それは従来のテレビジョン放送とは関連のない独立の番組をお出しになる。それで一方では、テレビジョン多重放送設備を第三者に貸与してやらせる。ところが、この第三者といふ民放の免許を受けておるところと、テレビジョン多重放送が競合するといひませんか、そういう形になつてくるおそれはありませんか。

○田中(眞)政府委員 既設の放送事業者には、本来の番組を補完する部分の多重の努力と申しますか、そういうのはあるわけですが、実際といたしまして、何種類かの番組には、いま先生申されたとおりの独立利用もやれるわけです。そういうことと第三者の方でまた別個にやる、こういうことになりまして、それなりに言ひますと、競合は当然生ずるわけですが、ただ、契約を結びましてどういふ形の独立利用をやるか、第三者利用をやるかとしてあるのかというようなことは、契約の中身とございまして、その契約の履行に当たりまして、分野割りをどうしようとかいふような話は当然話し合ひに出、十分な調整と申しますか、それぞれの特徴を發揮するような番組内容になつてもいいと考へておるわけです。ただ、先生のおっしゃるとおり、物理的には競合はあり得る、こういうことでございませう。

○阿部(未)委員 たとえば天気予報であるとか、スポーツの結果であるとか、そういうようなものを知りたいというのの一般の——もし仮に一般の利用者が利用するすれば、テレビジョン多重放送で、きょうは、おれ、野球を見られなかつたけれどもどうなつたかなあ、それを見たい。その場合に、民放の免許を受けておる既設の放送局の方のボタンを押しても野球の結果がわかる、新しい第三者の方のボタンを押してもこれまた野球の結果がわかる、全くつまらぬ、くだらぬものが両方にあるという結果になるおそれがある。そこをいま局長さんは、話し合ひでどつちの分野、その分野はおまえのところがやれ、たとえばスポーツはおまえのところがやれ、ニュース性のものはおれとおつしやつておられると思うのですけれども、そうすると、既設の民放の事業者は、おれのところだけでやるのだから、もうおまえのところには機械を貸さない、設備を貸さない、こゝろ言われた場合に、それでもなおかつ貸さなければいけないという規定はどこにもないようですが、その場合はどうおやりになるわけですか。

○田中(眞)政府委員 その辺につきましては、NHKを含めまして、多重の部分につきましてどのような御計画でおやりになるのか、計画の策定及び計画を郵政大臣の方に御説明いただくという形でございませう。

それと、その中の一日の部分の十種類はどういふ種類の番組をつくるのか、こういうようなところで、補完業務の、たとえば耳の不自由な方にやる番組があるのかないのかというように、それが計画でわかるわけでございます。次に、16Hの使い方が仮にそうだといたしますと、21Hのところにつきましては、ある第三者と契約ができておるわけで、こういうような話し合ひになつておるといふことがあれば、その辺の御説明はいただけたと思つております。

ただ、それを、いま先生が具体的ににおつしやいましたように、いろいろな話し合ひがつかぬといふことで21Hを使われるという御計画ですと、私どもとしては、やはり16Hの方に独立の自分の方の番組をやつていただいて、もう一つの方については、どういふ形で、いまだれもそういうことをやりたいという人間がいらないのだとい

うような説明もあるかもしれません。その辺はやはり私どもの方には当然入ると思ひます。どこの社に対してこういう条件で、第三者利用として申し込んでおられるのか、あるいは番組の内容で話がつかないんだとか、あるいは番組の内容で話がつかないんだとかいふことは、当然耳に入ってくるというふうに考へております。その辺のお話の模様を、私どもとしては、あくまでも多重というものを普及させる観点から御計画を聞かせていただきたい、こういうところで事情をお聞きする、こういうことになるかと思ひます。

○阿部(未)委員 そのまでは大体そうなるだろうと私も思ふのです。しかし、それでも、おれのところは自前、独立でやるんだから、21Hを第三者に貸したらそれだけ広告が少なくなるから嫌だ、あるいはその賃貸料金が話し合ひがつかないから貸さない、民放の場合、貸さないと言われたら強制できるかどうか、どうもこの法では強制はできないような気がするのですが、話し合ひということとは結構なことですか。しかし、現実の問題として、貸さぬと言われたときにはどうしますか。

○田中(眞)政府委員 私ども、多重を普及させたいという立場からいたしますと、先生がいまお挙げになりましたような例は、大変遺憾なわけでございますけれども、やはり事業者が関係しておるわけで、当然、うまく話し合ひがつかないで、かなりの期間ある社については第三者の多重放送が行われぬといふことはあり得るとは考へておりますけれども、私どもとしては望ましくはないといふことでございませう。

○阿部(未)委員 望ましくないと私も思ふのですけれども、望ましくない事態が起こつたときにどうするか、こゝろ聞いているのだが、これは起こつたときに、優秀なスタッフがそこにおいでになつておられるから、何とか片づけるだろうといふふうに信じておかないと、時間がないものですか、そう信じて、次にまいりたいと思ひます。

そこで、大体大筋はわかりましたが、今度は具体的な内容に入つていくわけですが、いよいよテレ

ビジョン多重放送の免許が始まる、同時にまた、第三者利用が申請がどんどん出てくる、そのときの全体の動き、これは一体どういうことになるだろうか。たとえば、いまテレビジョン放送の場合にはキー局がございませぬ、このキー局がそれぞれ地方に、ローカルを中心にしたとおっしゃっているわけだが、それぞれの地方に第三者の多重放送をつくれという事で注文をつけていく。ところが、キー局がそれぞれに注文をつけますと、キー局に注文をつけられれば、仕方がないから地方の方では五つも六つものテレビジョン多重放送をつくらなければならないことにならないだろうか。そういう点はどう構想されておられるのか。

○田中(眞)政府委員 多重の番組の流れ方ということでございますけれども、やはりテレビジョンの現行行われてます放送と同じように、キー局と地方局、ローカル局というように情報情報が流れるのかという御質問だと思えますけれども、これは物理的には当然流れるわけですから、多重番組に期待するものというのをいま予測してみますと、かなりローカル性のあるもの、あるいはかなり速いテンポで更新される文字情報、こういうような形ですので、一般には余り大きな全国的に流れる文字多重情報というようなのは余りないのではなからうか。むしろ、希望する形としては、地方から中央へ流れるというような文字多重情報というものがあってもいいのではないだろうか。つまり、文字多重情報につきましては、大きな情報量ではありませぬけれども、それなりのローカル性、あるいは数少ないかもしれないけれども希望するその人たちにとっては非常にいい情報である、こういうような性質の番組を出すというところ、一つの多重放送の生きた道といえますか、発展する道があるのではないだろうか、このように考えておるわけでございます。

○阿部(未)委員 たとえば、さっき申し上げました、スポーツの結果を知りたい、こういうような場合に、そういうデータをあちこちたくさん持つ

必要はないので、こういう場合は地方に一つあればそれで間に合う。そういう全国的な情報といえますか、そういうものを集めるということ、それからもう一つは、おっしゃる通りにローカルのそういう文字多重の番組をつくってできてる、半々になるのかローカルが多いのか、それはわかりません。わかりませぬけれども、いずれにしても、全国的なもの、ローカルなもの、組み合わせられて多重放送が出ていくだろうというように私は考えるわけですね。そうなると、系列的に上から、たくさんおれのところの系列のものを流せという要請はやっぱり出てくるだろうという気がするわけですね。したがって、まず私は、その第三者が多重放送を行うエリアというものを、たとえば県単位とか、どんなふうに考えておられるのか、想定はどうですか。

○田中(眞)政府委員 一般放送事業者の場合とNHKの場合と、いろいろあるかと思えますけれども、やはりかなり大きくてもブロックごとなしは県単位という形が期待したいし、そういう形で進むのではないだろうか、このように考えております。

○阿部(未)委員 私も、その辺がブロックになるのか県単位になるのか、これはかなり違いが出てくると思うのです。特にNHKの場合などは、どこにいくかというところ、九州一円をカバーする大分県だけのいくかということになってくるだろうと思うのですが、それを基本にして考えてみますと、さっき言うように、いま五つもの放送のチャンネルが受信できる地域もあるし、それから、われわれのようなローカルでは民放二本とNHK、こういうふうな形になっております。そういう場合に、あなた方が想定しておる、たとえば県単位になったとした場合の想定をされておる姿は、NHKが一本として民放が一本というふうな形で、NHKとお考えになっておるかどうか。そういうものをあらかじめ想定しておかなければ大変な混乱を起すだろうという気がするのですが、民放一本にしぼるかとはならないか、その辺どうお考えですか。

○田中(眞)政府委員 先ほどの答えの補足をちょっと先に入らせていただきますけれども、ブロック別ということも考えられると申しましたのはNHKの場合でございます。一般の放送事業者につきましては、広域圏の局以外につきましては、県域です。つまり、県単位だと思えます。

それから、その次に、NHKは別としても、民放が二社あった場合に、多重放送事業者が両者に共通するの、それぞれに多重放送事業者というものが一つだと仮定しますと二つになるのか、つまり、地方に民放が二つあった場合に多重放送事業者が二つになるのか、それとも共通して一つなのか、この辺につきましては、その地方におきます民放の数にもよりますし、また、経済的にと申しますか、ローカル文字多重情報というものがどの程度得られるか、あるいは、多少ともやはりお金が要るわけでございますから、それなりの収入源があり得るか、とても別々には多重放送事業というものは成り立ち得ないで、たまたま従来のテレビジョン放送事業者としては二社だけけれども、多重放送事業者としては一社になり得るというふうなことも、地方によりましてはでき得るのではないだろうか。その辺につきましては、余りいまのところ固定化しないで、皆様方の動きあるいは申請の状況あるいは御意見というものを踏まえながら、ある程度フレキシビリティをもちまして、やはり多重放送事業というものを何とか、てこ入れと言ったら悪いかもしれませんが、でも、うまく普及させるのはどちらがいいんだらうか、そういうような立場から判断すべきものであらう、このように思っております。いまのところデータも持たないこともあるわけですから、かなり自由に、一つには一社でない、二社にわたる共通の多重放送事業者というものはあり得ないというところまで、私もデータも持っていないわけ、自由な考えで、もう少し様子を見たい、こういうことでございます。

○阿部(未)委員 そのところ、私はどの辺までお考えになっているのか、免許するのはそこですからわかりませんが、かなりかちつとしたものがないと混乱をしてくるよう思われてならないのです。たとえば民放二社の場合は、それは県域放送の場合一本だ、そういうふうな方針は大体立てておいた方がいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○田中(眞)政府委員 やはり早急に立てまして、それで数年見て、その段階においてぐあいが悪いというところが出てくれば、その段階において修正すべきもので、いま非常にフレキシビリティに富んだといえますが、余り何を言っているのかわからぬような御返事をいたしましたけれども、やはりはつきり方針を立てるべきものであらう、このように思っております。

○阿部(未)委員 局長の答弁としては実に明快でございます。まずそういう方針を立てておやりになる、運用した後で問題があるならば逐次直していく、そういう基本的なものがなければ、私は大変混乱するだろうと心配したものであります。……本日の答弁の中の最高でございます。

次にまいります、マスコミの集中を排除するという思想からすれば、NHKや民放と放送設備の賃貸を受ける者との間の関係、特に出資等の関係においては、おのずから規制されなければならぬものがあるだろう。先ほど煙先生もお話になさった、大変結構な案でございます。さつたら、大変結構な案でございます。私が二〇%と言ったら、あなたやはり大変結構な案でございます。僕はこう言うだろうと思うのですが、その辺、大規模制をする必要があるという基本的なお考えがあるかどうか。そして、すれば、大体二〇から三〇くらいが適当なのか、三〇から四〇が適当なのか、この辺も腹を割って話をしておいてもらいたいと思えます。

○田中(眞)政府委員 その辺につきまして、三〇%という数字が煙先生のときに出了たもので、けれども、実は、はつきり申しまして、私も

はり決めるべきだろう、何%というようなディスプレイがなかったわけではございません。たまたまその中に三〇%という数字もあつたわけではございません。それからまた、二〇%でございまして、やはり二〇%も、その地方におけるソースというものがどの程度あるかというところで、かなり多いよというところになりますと、多くの番組ソースを求めざるを得ない、そういう考え方に立ちますと、やはりいろいろ参入したい、しかも参入して効果があるという土俵があるということになりますと、五人おれば二〇%になるわけではございません。

○阿部(未)委員 それは十人おれば一〇%になるのです。その勘定は私もできるのですが、たとえば、その設備を提供する者と第三者との間の出資の關係について、どの程度の規制が必要とお考えになりますか、こういうようなことなんです。

○田中(眞)政府委員 その辺につきまして、省令なり政令なりあるいは免許方針なり早急に固めるべきであるという御提言として受けとめたい、このように思います。

○阿部(未)委員 この辺からまたちよつと答弁がばやけてしまつたけれども……。

いま私もあわせて、さつきお話がありましたように、タミー会社などをつくつて実質的に過半数の支配力を持つようなそういうやり方については、これは厳に免許に当たつて注意をしてもらいたい、同じ意見でございまして、申し添えておきます。

さて、次に、NHKとしては、さつきちよつとお話が出ましたが、賃貸する対象者を全国単一として考へておられるのか、管相局までぐらゐを考へておられるのか、あるいは地方局までとするお考えか、この辺どういう構想をお持ちでしょうか。そのとおりにいかどうかわかりませんが、構想としてはどうですか。

○坂本参考人 いま先生と電波監理局長との間にいろいろ御質疑の応答がございまして、NHKといたしましては、NHKの設備を利用して文字多

重放送を行う第三者というのは、やはりNHKの使命、性格を十分理解して、NHKの番組編集の基本方針を尊重して業務を行つていただけた業者でなければならぬと考へておるわけではございません。このような事業者によるサービスにつきましては、NHKの設備を利用する第三者でもございまして、順次全国においてサービスが開始され、視聴者の要望にこたへることが必要ではないだろうかというふうに、順次というふうに考へておるわけではございません。

○阿部(未)委員 順次ということとは、最終的にいいますか、NHKのいわゆる地方局まで全部含めてというふうにお考えですか。

○坂本参考人 それが県単位というところまで及ぶのか、あるいはブロックなのか、そこら辺のところは、いま少し勉強しなければいけないかと思ひますけれど、いずれにいたしましても、順次全国に普及するという考へ方ではございません。

○阿部(未)委員 NHKの場合、おっしゃるやうに、非常に内容もNHKにふさわしいものというふうに私なるだろうと思つたわけですが、それだけに、ニュースとかそんなものについては、なるべく詳細に、さつきおっしゃつたローカルのものを知らたい場合でも、NHKに期待する視聴者は多いと思つたわけですが、それならば、なるべく細かなローカルまでの情報が受信できるように、そういう設備を早くおつくりになつてやらないと、やはり管相局の場合になりますと、その各県の情報までが全部が全部集まるかどうか、なかなかむづかしい問題があるだろう。その場合、やはり各地方放送局、県単位にある放送局がそういう情報を集めることの方が安易だし、また正確な情報がつかめるだろう。そういう意味からするならば、どの辺までやるか、まあやってみてというのではなくて、最終的には県単位の放送局まで全部NHKがやるんだ。ただ、さっきのお話では、全部かけても十一億とおっしゃいましたね。十一億ぐらいのお金なら最初からひとつかけて、NHKはまずこのテレビジョン多重放送の模範を示すべ

きだという、そのくらいはおやりになつてもいいんじゃないですか。どうですか。

○坂本参考人 大変強い御支援をいただいて、私も、いまお話を承つて、そういう方向で考へるべきではないかと思ひました。新しい方向でございしますが、先ほど十一億と申しましたのは、施設設備に要する費用でございまして、したがって、ソフトの中心その他のことは当然プラスアルファがあるということは御了解いただきたいと思ひます。

○阿部(未)委員 これは第三者に賃貸する場合はただでないわけではございませんから、その辺の金のことは私は後ほど伺ひますが、そう心配してない。全部持ち出してというわけではないわけですから、これはそう心配してないの、いま前段で御答弁があつたような方向でお骨折りを願ひたいと思つたのです。

さて、そこで、具体的に、これは放送総局長さんのあれになるでしょうか、どのような番組に多重放送が利用できるか、これはNHKのテレビジョン多重放送の補完的な役割を果たす分野において、どのような番組に利用がでるとお考えになつていますか。

○田中参考人 お答え申し上げます。

先ほどからいろいろお話が出ておりますように、文字放送のサービス内容、放送内容といふものは、われわれ現在部内にプロジェクトをつくつて、補完的な利用あるいは独立した利用、それぞれの分野での試作の番組をつくつていまま多角的に検討しているという段階でございまして、この段階の中では、やはり特性でございまして、選択性というところも含めて、ニュース、天気予報、生活情報、それから産業、経済の情報、あるいはレジャー情報、そういったような多様なニュース、情報というものを一つ考へることができないかというふうにお考へております。

また、補完的な面では、これも先ほどから話が出ておりますように、聴力障害者向けの字幕サー

ビス、あるいは画面に出ております主番組のいろいろ補完的な利用で番組を補完していくような情報等々に利用できるのじゃないかというふうにお考へております。

○阿部(未)委員 それで、普通の場合はいいのですが、特に補完的な役割を果たす上において、電波監理局の方でも大きく期待をしておられるのは、たとえば三十数万に及ぶであろうと言われる耳の不自由な方々、そういう方々に字幕によつて知らせる。そこで、ニュースというものは早いから価値があるわけではございません、一家でテレビを見ておる、そこへニュースが出てくる、その中で耳の不自由な方が一緒に聞きたいのでボタンを押す。ニュースでアナウンサーが放送している速度に合わせて字幕が出るだろうか。僕は恐らく困難じゃないかと思つたのでございまして、専門的にはどういうことになりますか。

○田中参考人 いまおっしゃるとおり、ニュースですぐそれを字幕化していくことは、先ほど申し上げたやうに、私も現在プロジェクトの中でいろいろやっておりますけれども、非常にむづかしいという感触を持っております。そういった意味合いで、日本語というものが、欧米のすでに先進の方でやっておりますやうなアルファベットの使つたものと違ひまして、日本語は漢字かなまじりのものでございまして、これをどのやうに迅速に文字化していくか、またこの専門家をどのように育てていけばいいかというやうなことを、いまプロジェクトを通じていろいろ検討、研究しているという段階でございまして。

○阿部(未)委員 電波監理局長さん、いま私が申し上げたやうな、これはおたくの方の分野でございけれども、三十数万の耳の不自由な方々が、みんなと同じやうにニュースを見ておられるに何のことかわからない。そこで、どうしてもテレビジョン多重放送が必要になつてくるからとボタンを押した。ところが、しゃべるニュースと下に出てくる字が合はぬことになるのですよ。速度として僕は無理だと思つたのですが、これは技術的にどうい

解決ができるわけですか。

○田中(眞)政府委員 やはりその辺で物理的には困難だと思ひます。しゃべっている言葉をそのまますにしましても、また読まれる方でも追いつかないだろう。そうしますと、やはり結局経験の中で、耳の不自由な方々に出すのはどういふふうに要約し、どういふふうなアピールの仕方をするか。それで、言葉不足の面については、やはり推定といひますか、想像していただくわけですが、それとも、そうした面につきましても、やはり特殊な研究といふものが必要であらうといふふうに思ひます。ですから、そうした方々の特殊な研究に期待せざるを得ない、このように思ひます。ただ、技術によりましてかなりうまくはなつていくだろう、それには多少とも時間がかかる、こういうふうには思ひます。

○阿部(未)委員 今度は逆に、娯楽物なんかかなり多いといふふうに考えられます。娯楽物なんかの場合はどういうことになるのか。さつき申し上げたような状態、たとえば家族五人で娯楽物を見ておる、「峠の群像」を見ておるといひますか。そうすると、耳の不自由な方はボタンを押してごらんになる。そうすると字幕みたいなものが出てくるわけですね。これは洋画の横に出てきますね。ああいう形になつて出てくるとすると、大変な手数をかけてつくらなければでき上がらないといふことになると思ひますが、そういうことになりませんか。

○田中(眞)政府委員 先生おっしゃったことが実は一番私といたしまして問題だといふふうに考へております。そのためには非常な経費もかかる。それから、表現の上におきましては、私も非常に近いところに難聴者がいますけれども、想像力は非常に豊富でございまして、ある程度補えば十分役に立つといふふうには考へておりますけれども、それは余談になりましたけれども、経費自体が非常にかかるといふことでございまして、それが三千万なり四千万なりの方々を対象として、どれだけ放送事業者あるいはそれに関心を持たれ

るメーカーの方々その他が、どういう形で御援助をいただけるのか。この辺につきましても、実はメーカー等から私も早期の普及の要望を受けましたけれども、その方々にお返ししましたことは、私どももやりたいと思ひます。ただそのために四十万くらいの方々はこういう立場にある、そのためには非常に経費がかかる、その辺のことについても、普及した時点にはそれに何らかの還元をいいたくといふようなこともお考え願ひませんか、こういうような話も交わした経験がございします。

○阿部(未)委員 お考えはわかりました。私は、実際問題としてかなりむずかしい、経費の面があるし、また、受信をする方の耳の不自由な方々も大変なような気がするわけですが、私は、補完的な役割りとしてはそういうものが想定される一つだと思ひます。放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組、これは、テレビジョン放送に関連してその内容を高めるような番組をつくれといふことは、具体的に一体どういうことを想定されているわけですか。

○田中(眞)政府委員 まず、文字多重で申しますと、何といひましても、先ほどから議論になつております耳の不自由な方々に対する文字放送の情報追加でございします。それから、音声多重につきましても、すでにやつておられますようなところで、特別御説明することもないと思ひますけれども、特に最近、歌舞伎の注釈とかさういふ形で、ステレオ及び二カ国語以外にもいろいろな形でお喜びいただいているのではないだろうか、このように考へております。

○阿部(未)委員 でも、いろいろ考へてみると、さうたくさんやることはないような気もするわけなんです。そうすると、前の議論に戻るのですけれども、一般放送事業者なりNHKが、補完的に使う以外に独立してテレビジョン多重放送を使う、というのはもうおやめになつて、後は全部第三者

の方にやらせる、この方がいいのではないでしようか。独立して自分のところでも多重放送をやる、また第三者にも貸すといふほど、分けてやらなければならぬほど、さうたくさんしむきは利便がないのではないかと気が僕はするのです。どうでしようかね。

○田中(眞)政府委員 その辺、どういう形態で発展するのか、十分見守りたいと思ひますけれども、いま申しましたように、さしたる使えぬのは二Hだといふことで、それを区別するのには非常に明快だといふことで、第三者と事業者自体、このいふふうに分けたわけですが、先生のおっしゃるとおり、ただいまスタートしますとそれぞれ十番組程度できるわけですが、そのうちの補完利用といふのは、スピードにもよりますけれども二つ三つあれば十分だといふふうには思ひます。それから、自分たちの番組自身の予告とか力を入れていふような番組についても入れるのも、これは補完利用といへば三つか四つ、四つまでは要らないといふ気がしますが、六つない七つは余るわけではございません。ただ、それを、別に21日を予定してあります。ただ、それを、別に使ひ方、この辺も見ながらその辺やつたらどうかといふことで、現在のところは、一旦ずつ独立事業者、こういうことにはしたほうが明快ではないだろうかといふことで、詳しいものにつきました。は、もつともつと先の、コード方式などを入れた時点でもまた考えられるべき問題だろう、このように思ひます。

○阿部(未)委員 一般放送事業者は、必ずしも独立のテレビジョン多重放送を、補完以外のものをやらなければならぬといふふうにはお考えになつていないわけですね。

○田中(眞)政府委員 その辺も、お聞きした計画なら計画を策定なさつて、御説明いたしたときにも、いままでもうすでに御意見も聞いておりますけれども、実際にいろいろやる形になつた場合に、どのように発展するかといふことを関心を持つて見守りたい、こういうことでございします。

○阿部(未)委員 いわゆる政令等に移行する部分の内容が固まつていないから、何がよい、なにが悪いと、なかなかこちらも言ひにくいし、まあ監理局の方でも見守りながら逐次やつていくといふことのようにですから、それもやむを得ぬだろうと思ひます。

それから、さつきNHKに対して御質問があつたのですが、NHKが今後いろいろな関係する事業について出資ができるということになつたわけですが、NHKが出資する能力といふのはどのくらいおありになるのですか。

○坂本参考人 突然の御質問でちよつと即答しかねるのですけれども、いま金額が幾らぐらいいかといふようなことをこの場で申し上げるのはいささか早計かと思ひますので、御勘弁願ひたいと思ひます。

○阿部(未)委員 それもさつき、想定されるものは、新しくできるテレビジョン多重放送の会社に対する、NHK系列といひますか、これに対する出資などが考えられる、そのほか新しいものができた場合とおっしゃつたが、さらに加えて、これも先ほど質問がありましたように、いまの外郭団体の問題ですね、さつきも出版協会の問題が出ていました。特に、私は、NHKの外郭団体の中ではサーピスセンター、これはもうほとんど本来NHKがやらなければならぬような受信契約などもあそこ委託をしておりますし、それから、いろいろなサーピスの関係についても委託をされておるようですから、さつき会長のお話では、大體検討してみたいといふことですが、検討してみたい、これはさういふ方向でやつてみたいといふお考えですか。出資をするという方向でやつてみたいといふお考えですか。

○坂本参考人 外郭団体等について、もちろんいまいろいろなケースが考えられると思ひますけれども、やはり前向きに考へていくべき性質のものではないだろうかといふふうには考へております。

○阿部(未)委員 これはこの前、経営委員長も、

うちの方で出資をしていない株式会社だからなかなか手が回らない、目が届かないというお話があったわけですが、きょうもお話がありましたように、これはみんなNHKがやっている国民はみんな思っているわけですから、そういう責任もあると思っております。幸いこういう法律ができればそういうことがおやりになれるわけなので、おっしゃるようになりますと十分御検討いただきたいと思っております。

次に、坂本会長さんに非常に喜んでいただけた提案になるかどうかはわかりませんが、長期ビジョン審議会の答申の中に、新しいメディア等について収入が得られるようなことを考えてみる、こういう条項がございましたね。このテレビジョン多重放送の受信機を設置している受信者からも、付加受信料というものをいただけたらというふうなことをお考えになったことはあります。

○坂本参考人 いわゆる新メディアによる料金の設定の考え方としては、料金体系を変更しないで現行の受信料の中でやるという方法と、受益者に新たな料金を設定するという二つの方法があつて、いま先生は、付加料金を考えられるのではないかと。当然そういうことは私は検討に値するテーマだろうというふうに思っております。ただ、その場合に、その受益感が十分強いものと、それから実施経費が多額となる、その他現行の放送機能とは違った特性と申しますか、そういうものを有するものについては、付加料金をいただくという考え方を十分検討する必要があるのではないだろうか。ただ、それがいまここで御質疑いただいている多重のものにすぐ当てはまるかどうかという点になりますと、やはりもう少し検討する必要がありますのではないだろうかというふうに思いますので、そこら辺のところはいましばらく御猶予をお願いしたいというふうに思う次第でございます。

○阿部(未)委員 付加料金などというものを願ひせぬで済めばそれにこしたことはないのです。私は、視聴者の立場からそれにこしたことはない

のですけれども、しかし、考えてみて、どうしてもNHKの財政的な運営が非常に困難だということになれば、その特別の耳の自由な方々のための補完のものはまた別に、ちよつとお金がつてこれをつくつてよいかというふうな方々からは幾らかずつ、いまのNHKの財政の窮乏からそういうことを考えてみられるのも、この前私が申し上げたテレビジョン受信料のナショナルミニマム、これだけ出せば最低テレビが見られます、その上に二台持つておる人は幾らか多くとか、こういう付加設備をつける人はまた幾らか多くとか、そういう方法が、NHKの財政運営上検討すべき課題ではないかという意味でいま申し上げたので、お喜びになったか、お喜びにならなかったかわかりませんが、この点、これはおたくの責任ではないのですが、監督官庁としてはどうお考えですか。

○田中(眞)政府委員 二台目の問題、あるいはただいま申しました文字多重というサービスを開始したときに、それをNHKに入のお金として考えるかどうかということにつきまして、私も新しいことをやるのには非常にお金がかかるわけなんです。放送衛星にいたしましても、今度の多重にいたしましても、お金がかかるわけなんです。ところが、いまの制度ではああいう形になっておるということで、十分検討しなければいけないと思ひますけれども、多重についてだけ申しますと、新しい多重が始まりましたときに、これはなるほどいい、いままでになかった非常に価値のあるもの、またそうしたアダプターを買う人も多い、多いかどうかという点において初めて考えられる。提案いたしましても、一般国民大衆から支持を受けられる、やはり付加価値いかにあつて、普及の程度いかにあり、流す情報いかにあつて、かつお金も払つていただけたらという形にも結びつくかどうか、その辺、いろいろ申し上げましたけれども、二台目テレビその他の問題も含めまして十分考えなければいけない。今後またニュー

メディアというものもどんどん出てくる。そうした場合に、どう考えたらいのかということ、大方のお知恵を拝借し、私も真剣に検討してまいりたい、このように思つておるわけでござい

ます。いまちらつと見えたのでございますけれども、そのときによくお話し合いをする、こういうことでございませう。ないよう期待してありますが、実際そういう問題が惹起されるのではないかと、法文を読んだだけではそういう気がするものですか、老婆心までにお伺ひしたのですが、心配はないとおっしゃれば、何もわれわれが心配する筋ではなくて、運用の上で十分やっていけると思ふのです。

もう一つ、民放連の方から、コード伝送方式とパターン伝送方式等について十分検討するようにという要望が出されておつたのですが、とりあえずはパターン方式で発足する、こういうふうな考えのようですが、また後々コード方式との関係で、いろいろコンバーターといひますか取りつたりするのになにかかるといふような問題が起りませんか。

○田中(眞)政府委員 民間放送連盟の方からの要望についてのお話でございますが、それににつきましては、先ほどの件もちよつとなにするわけですので、御説明さしていただきますけれども、簡単に申しまして、日本民間放送連盟の方から、二つの要望が文字多重放送導入に当たりまして出ております。その一つは、いま世上言われておりました、設備の強制貸与と申しますか、義務化するというようなのが世上伝わつたらしくて、その点についての反対と、そういうことをしては困るというのが一点。それから、パターン方式とコード方式との問題でございます。両方とも、結局義務化はいたしません。それから、パターンとコードにつきましては、法改正の段階で当然そういう言葉が入るわけではございませんで、私もとして、こうした新しい技術を国民にできる限り早く還元したい、そうした場合に、方式については、電波技術審議会というところで、関係の方々を網羅した場所御審議いただくわけで、非常に強い要望、特に聴聴者の団体等からの強い御希望に沿ひまして、早く導入する道を開くという形式はとるわけでございませうけれども、技術的に御審

○阿部(未)委員 免許更新に当たつて新しく免許をしないぞというおどしの文句があるようござ

議いたゞくときに、パターン方式で仮に先行いたしましても、コード方式が後から入ってまいりました場合には、もちろんコード方式を排除するものではございませんし、先行いたしましたパターン方式を買いました購得者にも不利益のない形、そういう形で御審議をいただけるというふうに考えておる、そうした形で、また、コード方式の前提に当たっては、パターン方式を無にしない、受信者に無用の負担がかかぬという形で御審議いただける、そういうことを踏まえた上で導入したい、こういうふうな考えを踏まえて御説明申し上げましたところ、私といたしましては、十分御理解いただいた、そういうふうな形なら要望書はともかく置いていくけれども、こういう形で私理解いたしておるわけでございます。

○阿部(末)委員 そのところはわかりました。最後に、だれに聞きましょうか、官房長に聞きましょうか、非常に嫌らしい質問でございますけれども、今回電波法の一部を改正する法律案がこの委員会に付託をされております。一方、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の云々という長い、これはわれわれは許認可法案というふうな呼んでおりますけれども、そういうものが一方で提案をされ、その許認可法案の方には公衆電気通信法の一部を改正する法律が組み込まれて一本化されてよそに回っております。ところが、電波法の方はわが通信委員会が審査をする、これはきわめて当然のことだと思ふのです。しかし、内容について考えれば、この電波法の改正はほとんど許認可事項です。そして、公衆電気通信法の方は内容はなかなか重要なものを含んでおる。入れかわつておつたならば、私はまだ理解ができるのですけれども、この許認可を中心とする電波法の一部改正が通信委員会に単独法案として付託をされ、そして、公衆電気通信法が許認可事項として一本化されてほかのところに付託をされたという経緯について、どうも理解ができないのですが、官房長どうお考えになりますか。

○澤田(茂)政府委員 お答え申し上げます。

今回、電波法改正に当たりまして、市民ラジオの免許関係以外の部分につきましては、電波法改正を提案するということにはいたしておつたわけでございまして、同一の法案につきまして所管の委員会で十分の御審議がいただけるように、提案に当たつても十分配慮すべきであるという点につきましては、阿部先生から再三にわたり御指摘をいただいているところでございまして、私もそういった点につきましては心をいたしているつもりでございます。

そういう点を踏まえまして、今回、電波法改正につきましては、市民ラジオにつきましては、許認可整理という一環での臨時行政調査会からの御提言もあつたわけでございますが、電波法改正という形で一本にして御提案を申し上げたところでございます。

なお、ただいまも申し上げましたように、国会での十分の御審議をいただくという観点からは、委員会制度というものを踏まえまして、委員会の所管というものを前提として法案を御提出するというのが原則であるということ、私も十分承知をいたしているわけでございますが、一方、立法技術的な観点と申しましうか、諸般の事情によりまして一本化した方がより御審議に便利であるというふうな観点で一括をするということも、従来からあつたわけでございまして、今回、公衆法改正関係につきましては、当初、新法並びに公衆法の改正ということで検討してまいりました。ところが、いろいろな事情もございまして、今回御提案を申し上げているような内容に限定をされたものでございまして、この内容が許認可の整理という形で、先生もおっしゃられました許認可の一本化法案としての目的あるいは内容と合致をするというところでございまして、公衆法の一部改正につきましては、これら一括法案に盛り込まれて御審議をいただくということに相なつたわけでございまして、よろしくひとつ御審議のほどをいただきたいと思います。

○阿部(末)委員 経過について知らぬわけじゃない。しかし、あなたが臨調の顔を立てるために、一本取られました。向こうに持つていかれましたとなかなか言えぬだろうから、それはいま、いろいろな事情がありまして言うから、そういうことで了解をしますが、私の主張についてはあなたも十分御理解いただいたようですから、今後十分努力をしてもらいたい。

許されないのであるあなたなんです。この前の通常国会で同じように電波法の一部を改正する法律案が提案をされました。そのときに、第百三条関係の手数料の徴収の関係について、これが許認可手数料であるという理由をもつて、ほかの法案にくつつけられたのです。本体である電波法の改正案がないのならばいざ知らず、本体である電波法の改正が提案をされ、その一つの事項である許認可手数料だけなぜほかのところにくつつけなければならないかと言つたときに、手数料は国の収入が何とかんとかでということ、あなたはあのときに、手数料関係だけはほかの法案にくつつけるのだということを強弁されたわけなんです。今回、この電波法の一部改正の中に、百三条関係で手数料の改定が出ておりますが、これはこの委員会では審議せぬことになつてゐるわけですね。手数料でございまして、したがつて、この後は手数料だけは抜いてほかに持つていつてもいい。あのとこのところは審議をいたします、賛成をいたしますが、手数料だけは、あのとこのいきさつからこの委員会が審議するわけにまいりません、どうでしょう。

○田中(寛)政府委員 法案の審議の形態につきましては、かねてから先生からいろいろお教えいただいたおるわけでございまして、今度の市民ラジオをどうするかということにつきましても実はいろいろあつたわけでございまして、いわゆる行革法の本ではなくて、今回、電波法の改正を行う際に、市民ラジオの無線局に係る事項のほか、在日外国公館の無線局の開設に関する改正事項、あるいはSTCWというふうな改正事項がいろいろございまして、ともに電波法の無線局の

免許制度に関する事項である、共通的な改正事項であるという形で、電波法の改正は御提案申し上げてゐるわけでございまして、先生ただいま申された罰則の料金あるいは手数料につきましては、放送法改正に影響を受けた電波法の改正であり、あるいはテレビジョン放送法の改正を必要とするという形で、ようやくしてかねてから先生の御指摘の形になつて御提案申し上げておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○阿部(末)委員 それでは、いまの電波監理局長の御答弁で、私が希望しておつた、そうあるべきだという主張について御理解をいただいて、今回から本来の姿に戻つたのだ、そういうふうな御答弁と承りまして、了解をいたします。

○水野委員長 これにて阿部末喜男君の質疑は終了いたしました。

次に、大橋敏雄君。

○大橋委員 私も、ただいま議題になつております放送法等の一部改正案について若干質問をいたしたいと思ひます。午前、午後と引きつらぬ審議で、同じ法案でございまして、当然重複する箇所がかなりあるかと思ひますが、あしからずよろしく願ひいたします。

今回の法案を拝見してまいりますと、多様な情報に対する国民の要望にこたへまして、テレビ多重放送のうち、テレビジョン音声多重、テレビジョン文字多重放送が実用化される。その改正案の中で非常に光り輝いてゐるのは、それをNHKにも放送させ、またNHKのテレビ多重放送のための放送設備の買入れを行せしむる、行つてもよろしい、こういう内容が冒頭に示されてゐるわけでございまして、その細部にわたつては、重要などころがまだまだ政令、省令等にゆだねられて明快ではないにしましても、今回の法案をざつと目を通した立場で、NHKさんから見ただけの法案に対する感想を初めにお伺ひしておきたいと思ひます。

○坂本参考人 これは、御承知のように、新しい

技術革新、ニューメディアの誕生によって国民にいろいろと情報が多様化してサービスされる。これは国民の側から立てば多様な要求、要望があるわけですが、それに技術的にどう対応していくかという一つの答えが示されたということ、私は十分対応すべきテーマであろうというふうに考えております。

○大橋委員 私は、特に、貸貸業務がNHKの中に取り入れられた、この点は非常に好ましいことである、こう評価しているわけです。

そこで、私通信委員になりました。本当にまだ素人そのものでございまして、特に電波のすき間の利用云々と言われても、最初さっぱり何のことやらわかりませんでした。専門家の方にいろいろお尋ねしているうちに、なるほどそういうことなのかと理解できたわけですが、要するに時間も、きょうは文字多重放送という電波のすき間のことについて、私の理解がもし間違っておれば訂正いただきたいし、そうでなければそうだと答えてもらえれば結構です。これがはつきりしないと言いきり理解できないから、まず自分自身に言い聞かせるつもりでお尋ねいたします。

テレビに映っているあの映像というものは、たとえ上の左端が出発点とすれば、ずっとS状に物すごい勢いで電波が走って、最後のところの終点で、それからほとんど電波が空間を飛ぶんだそうです。そのいわゆる回帰線のすき間、その電波のことを言っているのだ。それには走査線番号というのがつけられていて、1Hから21Hまであって、もうすでに9Hは活用されているのだ。その次の10Hから15Hまでは、これを使うと現在の映像が乱れるおそれがあるということで使わないことにしよう。そして16Hから21Hまであるわけですから、今回の文字多重放送はこの16Hと21Hを使うのだ。NHKは、その16Hから16Hの方一つを補完的な立場でこれを活用していく、もう一つは貸貸するんだ、こういう内容になっているんだ、はいかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○田中(農)政府委員 大体御理解のとおりでよろしいかと思いますが、ちよつと専門的なことになりましても、画面を送るとテレビの絵が来るというのを、仮に書物を読むというにたとえてみたいと思うのですけれども、それが五百二十五行ある一枚の絵というふうにお考えいただきたいと思うのです。これが左から右へ行く、これが一行目を左から右へ行く時間をHと申しております。ホリゾンタルで、水平期間でございまして、画面は実は五百二十五行はなくて、絵にしますのは大体五百行ぐらいです。二十数行は、これはページをめくる際に時間的にかかりますので、その部分は絵としては出してはいない。つまり、五百行まで下へ行きまして、上に目を移すために時間がかかりまして、あるいは次のページをめくるということでもよろしいかと思いますが、要するに時間がかかる。その時間がかかるのが二十五行だったか、その辺までかかります。つまり、五百二十五Hのうちで五百Hを実際に目に見る形にして、あとの二十五Hの期間は下から上に目を移す、あるいはページをめくる、その間にかかる時間でございまして。この時間については、表に絵を出しますとめちやくちやになつてしまします。そういうことで隠しておる。表に出さない。それを垂直掃線消去期間、下から上に戻る時間でございまして。この辺に二十五Hの時間がかかっている。この部分に現在のテレビでは必要がない。画面に出ていない、目を移す期間でございまして。こういう形で、返すときに画面に出しますと、ごちゃごちゃになつてしまつてしまいます。その間をレベルを落としまして隠している。だけれども、それは用をなしていない。

ところが、二十五Hのうちで、放送局自体が運用するいろいろな信号のために十五、十六Hから21Hのうち十七Hから20Hまでは使っておる。それから、16Hと21Hについては、いま使えるわけだけれども、何も使っていない。だから、文字多重のために使えるであろう。Hというのはテレビで左から一行右へ走査するまでの時間でございまして、

こういう形になりまして、研究をもう少しいたしますと、二十五Hは使っていない裏に返す時間なんですけれども、もう少し技術が進み、あるいは古い受像機が更新されれば、10Hから21Hまでが裏の時間だけれども、使う可能性がある。これが10Hから15Hまでの五Hについては、コード伝送方式で使えばいいであろう。可能性はある。ただ、いまだにわかつておるの、16Hと21H、それから17、18、19、20というものは放送局が運用するために使っておるわけです。

そういうことで、非常にごたごた説明申し上げましたけれども、そういう形で、走査するのの時間がかかるわけだけれども、絵としては使っていない、下から上へページをめくるといいますか、下から目を左上に移すまでの不用な期間、この期間を時間的なすき間、こういうふうにして申しておるわけではございません。その二十五Hなりが全部使えるというわけではない。現在のところ、16Hと21Hについては多重にするのに使える技術が発達した、こういうことでございまして。

○大橋委員 いろいろと専門的なお話でございまして、全部がわかつたというわけにはまいりませんが、とにかく16Hと21H、二つが今度実用化されるのだ。

そこで、私は、先ほど質問しましたように、その一つはNHKが補完的に使うのだ、一つは貸貸するのだ、このような理解でよろしいかと思うのです。

そこで、先ほどから議論になっているところでございますけれども、貸貸の対象者について質問が出ておりますけれども、まだはつきりした答えが出てこないわけでございます。いずれにしても、NHKが貸貸をする場合は郵政大臣の認可を得なければならぬ、こうあるわけではございませんけれども、その貸貸の対象者についても一度私にもお答えを願いたいと思うのです。どういふ方を考えておられるのかということ、これはだれが大体どこでどうして決めていくのかも、ついでにお答えいただきたいと思います。

○坂本参考人 これは御質問のとおりでございます。NHKではその方策を検討しているわけでございますけれども、放送の多様化に関する調査研究会の報告書にもございまして、NHKの公共放送としての性格と、それから視聴者に対するチャンネルイメージと申しますか、NHKに対する現在のチャンネルイメージの維持、その設備が視聴者の受信料によって現在形成されているわけでございまして、そういうNHKの性格や使命に十分留意した対応を図る必要があるというふうに、放送の多様化に関する調査研究会の報告書においても指摘されておるわけでございまして、そこら辺のところを十分留意した上でわれわれは対応すべきではないか。

具体的には、NHKの設備を利用する第三者は、NHKの性格と、いま申し上げました使命を十分理解して、NHKの番組編集の基本方針を尊重して業務運営に当たる、そういう放送事業者でなければならぬのではないだろうかというふうな考えでおるわけでございまして。

したがって、具体的にそれじゃどういう事業者なんだというところは、これからそれにどう対応していくかということをおわれわれとしては検討すべきであらう、そういうふうな考えでおるわけでございまして。

○大橋委員 これは大臣にお尋ねしますが、いまNHKの責任者の方のお話では、これからの問題ではあるけれども、いずれ公共放送であるNHKの使命等を十分理解できる、そしてそれだけの能力のある方を決めていくことになるであらうというお話でございまして、それなりの十分な検討がNHKの中で行われて郵政大臣の認可を受けられることになると思うわけですが、その際、大臣は、何を基準に認可するかしないかを決められるのか、大臣の立場からその点をお聞かせ願いたい。それとも、NHKから出てきたものは大体そのままだま判をばんとつくということなのか。どうでしょう。

○田中(農)政府委員 大臣のお答えになる前にち

よつと説明させていただきますけれども、実際問題としては、いまおっしゃいましたように、NHKもそれなりの判断を十分お持ちなわけですから、結果的にはいまおっしゃったような非常に簡単なことになろうかと思えますけれども、それは内容はあつたわけではございまして、判断の基準といましては、NHKと第三者——NHKはやはり国民の皆様の御理解によって受信料をいただいております、そうした性格がございまして、第三者はその放送設備を利用して多重放送をやるということでございますから、まず、NHKの本来の業務に差し支えがあつては困るわけです。どういう設備の貸し方をするか。それからNHKのイメージがあるわけではございまして、いまも会長も申されましたように、受信料徴収への悪影響を与えるといひますか、NHKのイメージといふものは当然あるわけではございまして、そうしたものを壊すような第三者であるかどうか、そういうことであつては困るわけではございまして、そうしたものを判断の基準にいたしまして、NHKの相手方として十分ふさわしい方が申請してくるものと期待しておるわけではございまして、そこを尺度にいたしまして判断したい、このように考えております。

○大橋委員 いまおっしゃったことは一応理解できますが、大臣に後でまたいろいろお尋ねしたいことがありますが、そのときで結構です。

その前にもう一つお尋ねしたいことは、このNHKのテレビジョン放送に従事する第三者のテレビジョン多重放送には、コマースシャル挿入を認めるお考えがあるかどうかということではございませう。

○田中(農)政府委員 やはり毎日の多重の番組を出すためには費用がかかるわけではございませう。そういうことで、財源をどこかに求めなければいけません。そうした場合に、当然、ふさわしい財源というものがあろうかと思ひます。そうした場合には、その一部が、たとえば国の告知業務的な内容のことを多重情報として流しまして、それにふさ

わしい対価を得るというようなことはあろうかと思ひます。その場合に、それがどこから来たものの、農林省なら農林省のお米に関する考え方あるいはミカンに関する考え方であるのかどうなのか、それが農林省という方であるのかどうなのか、それが農林省と申すかどうかかわかりませんが、ふさわしい乗せ方というものはあろうかと思ひます。そこで、当然、どの程度のものがコマースシャルとして流されるかといひまして、やはりNHKのチャンネルを回したときに入るものでございませうから、それなりのふさわしいやり方というものはあろうか。それから、財源はどうしても必要であらうと思ひます。

○大橋委員 NHKのいまの財政事情は、年々非常に厳しい状況になつてきておることは御承知のとおりではございませうが、そういう立場に立てば、今回の貸貸のできること、あるいはいまコマースシャルベースの内容のお話を伺つたわけでありませうが、そういうこともできるということになれば、NHKの経営面からは非常に有利な状況になつてきた、こう思ふわけではございませう。

一方、民放の立場から申しますと、たとえばいま言ったコマースシャルの取り扱い等について重大な関心を寄せるところではなからうかと思ひますので、民放の皆さんもそれなりに生き抜いていかねばならぬわけですから、その意欲をそぐようなことにならぬように、実害を与えるようなことがないよう、そこは十分配慮していただきたいと思ふのであります。

そこで、いよいよ郵政大臣にお尋ねしたいことが起つたのですが、今回の改正案の中で、若干私が疑念を抱く点があるわけではございませう。その疑念をちよつと晴らしたいわけではございませうけれども、郵政大臣というのは郵政行政の直接の最高責任者であるということは間違いないと思ふのです。ですから、私は、そうした重要な位置づけ、あるいは責任ある郵政大臣に対して、決して軽べつしたり軽視する気持ちには毛頭ございませう。が、先ほど話があつておりましたように、N

HKというのは国民の、いわゆる視聴者ですね、視聴者の受信料によつて支えられておる公共放送、そういう立場で運営されているわけではございませうが、わが国の唯一の公共放送機関だということであつて、当然、これは不偏不党でなければならぬのだという精神に立つて、公正な運営に努力されていると私たちは見ております。

ところが、そのNHKの運営に對しまして、今回は、先ほど申しましたように、郵政大臣の権限がかなり強まつてきた印象を受けるわけではございませう。NHKの運営、経営等に対しては、郵政大臣といえどもその干渉は最小限度にとどめられておると私は思ふのでございませうけれども、そのNHKに對して、今回の改正案によれば、いま言いましたように、貸貸の場合の認可、これは郵政大臣の認可が要る、こういうことになりましたね。それからもう一つは、テレビ多重放送のための設備の利用に関する計画の策定、提出、これも郵政大臣となつておるわけではございまして、結局、これは郵政大臣のNHKに對するチェックとみなしても、そういう意味に解しても間違いないんじゃないか。

ということでは、NHKに對する政治権力の介入の道を開いていくことにはならないのだろうかというのが私の疑念なんです。この点についてどのような御見解でおられるか。

○箕輪國務大臣 今回、四十七条の改正により、NHKの第三者への設備の貸貸の郵政大臣の認可に当たり、両議院の同意を要しないこととしたのは、各年度のNHKの収支予算、事業計画等についての国会の御審議の中で御判断をいただけるものであつて、この場合の郵政大臣の認可は国会の御判断の具体的な執行にすぎないと考えていたものであります。

また、四十九条の三の規定によつて、多重放送の計画の策定、提出を郵政大臣が求め得るとしてゐるのは、多重放送の普及に資するため放送事業者の協力を求めようとするものであつて、したがつて、これらはNHKの番組ないし経営に介入するという性格のものではなくて、NHKの不偏不

党を損なう政治介入の道につながるものではないと考えております。

○大橋委員 いまの御答弁どおりだと、問題はないように聞こえるのですけれども、NHKの予算あるいは運営計画等については、当然、国会で審議され、両院のチェックを受けるのだ、そういう基本的なチェックを受けておるわけだから、その後における具体的な貸貸についてはNHKが一言国会に諮ることはなからう、もう私は結構ですよというふうなことでございませうけれども、そのNHKの審議のときに、そこまで細かい内容が出てくるかどうかというのが一つあると思ふのです。

それから、もう一つの点は、計画の策定、提出というのは、NHKの運営、経営までに立ち入るものではない、こうあるのですけれども、今回郵政省からいただきました放送法等の一部を改正する法律案関係資料の中に新旧対照表というのが出ておるのですが、そのうち、四十九条の三の中ごろに、「テレビジョン多重放送の用に供するための計画」、その後括弧をして、「放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。」こうあるのです。ということでは、「放送事項」というからには、いま言われたような内容まで含まれる表現だと私は思ふわけですね。

実は、私もこの点が非常に気になつたものですから、私なりに勉強してみたところ、放送法の四十九条の二「資料の提出」というところの規定が明示されました、さらに放送法の施行令第四条には、郵政大臣が資料の提出を求めることができる事項としてつと列挙されておりましたけれども、その中に、括弧書きでこう書いてあります。「放送番組の内容に関する事項を除く。」これははっきり明示されているわけですね。私は、これは当然のことだと思ふわけですね。NHKの放送番組の内容については、当然自主自律の制作であつて、郵政大臣がチェックする内容ではないと私は思ふからでございませうが、その点、四十九条の三を起こして、いま申し上げましたように、「放送

事項「云々」という言葉がこれの中にわざわざ入ってきたのはどういう意味なのか、ちよつと理解に苦しむのですが、いかがでしょうか。

○田中(眞)政府委員　まず最初、先生がおっしゃいました、国会の両議院の同意を要しないことにして郵政大臣のみの認可としたことについてでございますが、これは各年度のNHKの事業計画等におきまして、これは名古屋地方をやりま

か、四国地方をやりますとか、現に音声多重をいふ試験的にやっておりますけれども、そうしたものに ついても、毎年どの地方について多重をやるかというような計画が事業計画の中で審議されております。したがって、多重につきましても、どの地方あるいはどのブロックあるいはどの県において多重をやるかということについては、毎年度御審議いたしております収支予算、事業計画等の中に盛り込まれるということを期待してあるわけでございまして、そうした意味で国会の御審議を毎年得る。そうすると、あと、四国なら四国におきまして、あるいは松山なら松山におきまして第三者に多重をやらせる、こういう個々の設備の賃貸につきましても、その年度の予算審議の中で御審議いただいておりますので、松山なら松山というものの設備の賃貸については、一件一件国会の御審議を経なくても、大臣の行為は国会の御判断の具体的な執行にすぎない、このように考えておるわけでございます。

それから、その次の四十九条の三でございますけれども、まず最初に申し上げましても、これは協力を求めて計画を策定していただいております、こういう趣旨のものでございまして、それは、どのようなステージで多重放送の普及が図れるかということ把握したい、それと、テレビをすでにやっております事業者と第三者が契約で申請してくるわけでございまして、その辺の計画を事前に知りたいというような考え方でござい

ます。なお、先ほどもこれに対する御質問がありましたが、拒否した場合、出してこなかった場

合どうなるのか、私、そういうことはなくしてお願ひするということに申し上げましたけれども、もつとはつきり申し上げますと、違反に対する罰則は当然ないわけでございまして、それで、番組の内容に対する介入というようなことは全然考えておらないわけですし、第三条も厳としてあるわけでございます。

「放送事項」というのは何か、先ほども議論になりましたけれども、多重の場合、一日で十種類、二日ですと現在二十種類、それからA社とB社というようなものがありまして、四十種類の番組が送れるわけでございまして、そうした場合に、一日の中の何番目の番組におきまして補完をやるかあるいは文字放送をやるか、16日の中の一番組、二番組、三番組、四番組において何をやるのか、ニュースをやるのかというようにすることについての放送事項、ニュース情報なのかスポーツニュースなのか、あるいは天気予報なのか交通情報なのか、その辺の放送事項でチャンネルごとに整理をしてみたい、お聞きしてみたい。そういうことによつて、A社とB社の場合の、A社の一番目とB社の一番目というようなものも脈絡がある、同じものということはちよつと問題かと思ひますけれども、おのずから整理がされるであろう。聴視者の立場からのたとえば調整といふか、A社はこうなっている、B社はこうだ、C社はこうなるといふような形で御聞きした上で、よその会社の模様もお知らせするという意味で放送事項をとりたい、こういうことでございます。

○大橋委員　それでは、確認の意味で申し上げますが、「テレビジョン多重放送の用に供するため」の計画、その後の括弧書きの中に「放送事項」とあるのは、決して番組の内容まで及ぶものではないのだ。つまり、先ほど申しました四十九条の二を受けた施行令四の括弧書きの中にある「放送番組の内容に関する事項は除く」というこの文言は、そのまま生きておるのだと理解してよろしいでしょうか。

○田中(眞)政府委員　そのとおりでございます。

放送法の三条を私も遵守すべきものというふう

に理解をいたしております。

○大橋委員　NHKの使命と姿勢というものは、従来も今後も絶対に崩してはならないという思いを込めていま確認をとった次第でございます。よろしくお願ひしておきます。

それで、先ほど、この計画というものは強制するのにかしないのかというように意味を含めての質問がありました。これは決して強制するものではない、ただ提出を求めるのだというところとでしたが、じゃ、求めておかつそれを拒否したものに ついてはどうするのだという質問に對して、たしか、免許の再更新のときなどによくお話を申し上げます、お話をしようというものについて、いや聞かれませんという人はまずないと思ひます、罰則も何にもありませんという御答弁のように私は受けとめたのですが、もし私の理解に誤りがあれば訂正願ひたいのでありますけれども、もしも言つたやうなことであるならば、私は、計画を出さないと言つても、強制ではなくていま言つたやうなことで済まされるのならば、もうめんどくさい資料などを寄せ集めて提出する人はなくなつてくるのじゃないかと思ひます。提出しなくなつて、罰則もなければ、たまたま免許の更新に行つたときに、ああ、ちよつといふやつやいと、何かお話を伺うだけで事済むのならば、もうそれはむずかしい資料を提出しない方がうんと楽ですから、私はそちらの方になるのじゃないかという懸念を抱くのですけれども、いかがでしょうか。

○田中(眞)政府委員　はつきりと御説明するためには、罰則はございせんといふことを申し上げたわけですが、それが事実でございませうけれども、実際問題としては、私もお互いにそれぞれの立場を理解して電波行政を進めておるつもりです、新しく組上りのりました多重放送、文字多重あるいは音声多重というものをいかにして推進していくかという、純粹にその立場から、必要とする情報を各事業者からお聞きしたいということ

で、先ほど再免許の際というふうに申しましたけれども、それはちよつと誤解を生むといけませんので、いつとのかということだと、毎年とるか

かそういうやうなことでございせんし、おのずから、その契約をした方がその申請を私どもの方にしまらないと放送事業者にはできないわけですから、ある既設の放送事業者と契約が

ますと、後ほどその方が契約はこういふやうにできましたという形で申請はされるわけです。ところが、このように書いておきまして、放送事業者の方からすでに情報は得ておる、こういうことになれば、私どもは準備もできますし、それなりの情報を両方からお聞きできるということになりまして、その辺につきましても、いろいろと申し上げましたけれども、十分御提出いただけるものを御要求をして協力していただけるといふふうに思つておる次第でございます。

○大橋委員　いずれにしても、その辺はもう少し整理なさつた方がよいのじゃないかと思ひます。というのは、まじめにそうしたものを提出する人々とそうでない人々と、何ら問題がなければ、不公平、不正というやうな感じを抱かざるを得ませんので、これはもう少し検討を要すると思ひます。

それから、もう時間がわずかですので要点だけ申し上げますと、出資関係でございます。今度の法案でNHKが出資できる――従来幾つかは法定されておるわけでございまして、今回の改正でその枠が拡大されたんだ、こういう理解でよろしいかということが一つ。

それから、その枠の拡大に伴う対象者というのは、法案を見る限りにおいては、NHKの業務に密接に関連する事業を行う者、こうなつておるわけでございますが、この点についてお答え願ひしたいと思います。

○田中(眞)政府委員　現在NHKの出資事項は、宇宙開発事業等列記されているわけでございまして、このように改正しようとするのは、各出資の対象を拡大しようという考え方でござい

対象としていろいろ考えられるわけですが、現時点ではやはり、NHK自身が毎日放送しております番組を収録したビデオテープあるいはビデオディスク等の制作、販売に関する事業とか、あるいは、いま御審議いただきました協会の放送設備を共用する多重放送を行う事業等が考えられるわけですが、そのようなことで、NHKに密接に関係がある事業に対する出資、その辺についてはおのずから範囲というものは決まってくるというふうに考えておるわけですが、

○大橋委員 先ほどたしか出資の比率の質問が出たように記憶しているのですが、そのときのお答えが、まだ何も決まっていらないような答弁だったようにも記憶するのです。もう一度、恐れ入りますが、出資の比率等に対する何か構想があるのならば、この際教えていただきたいということですが、

○田中(眞)政府委員 別の先生の御質問の中で出たことかと思いますが、それは私の理解では、新しくできる多重放送事業者は、地方におきまして既設の民間放送事業者が設備を貸すとしたときに、どの程度までその多重放送事業者に出資できるのか、そういうようなことで三〇%というような数字が出たかと思いますが、いまの先生のお話は、NHKが今度出資事項を拡大いたしましたような事業を考えているのか、その事業がいろいろあるかと思えますけれども、その個々の出資の比率についてはどうなんだというふうな御質問かと思えますけれども、これは先ほども申しましたように、ビデオディスク会社と申しますか、あるいは放送設備を使わせてもらう放送多重事業者、それぞのどういふところにNHKが出資するのか、そのパーセンテージはどのくらいなのかというところに、つきましては、それぞれ相手によりまして多少違うのではないだろうか、こういうふうな考えられるわけですが、

今度のNHKが出資する、NHKに密接に関係の深いところに出資する比率とは、話は全然別の問題だ、そのように考えておる次第でございます。

○大橋委員 いや、これを最後に終わりたいと思いますが、コード伝送方式あるいはパターン伝送方式が種々議論されておるようでございますが、民放連盟の御要望の中に、将来性あるすぐれた方式を採用するためには、十分比較検討して、あわてないでほしいという趣旨の要望が出ていたわけでございます。今回パターン方式で発足する、このお聞きしているわけでございますが、パターン伝送方式で発足なさるといふ理由ですね。また、もし将来パターン伝送方式からコード伝送方式に変更される場合は、受像機の取りかえから必要になつてくるということで、将来、受信者に対して多分の負担、出費を強いことになるのではないかと、この心配もございまして、これも含めて、最後の質問としてお尋ねいたします。

○田中(眞)政府委員 先生おっしゃるとおり、日本民間放送連盟からの要望事項の中の一つでございます。それで、私、実は電波技術審議会という場でパターン方式についても御審議をいただいたわけですが、コード方式についても現在鋭意御検討いただいているわけでございますけれども、この民放連の方でおっしゃっているコード方式についてでございますけれども、コード方式の検討の前提条件として、パターン方式との整合を十分図ってほしい、それで、パターン方式を先行導入して後にコード方式を導入するという形になつても、両方式が併存できる、そして、先行投資したといふことが、簡単に言ひましてパターン方式を買った人が損した、そういうふうな形にならない基準の決め方があるというふうなことでございまして、先生ただいま申されましたような、受信者に無用の負担を強いることにはならないというふうなことで、それから、パターン方式がもうすでに日本などの文字国といふ文字が、象形文字国には非常に都合のいいという形の技術開発ができておる、実用化の段階に入つておるといふことで

ございまして、それがまた、いわゆる耳の不自由な方々が非常に熱望されておる、技術成果の結果をできる限り早急にそうした方々にお返しするというか還元するといふことが必要であらうということ、要するに、要するに、要するに、要するに、大臣にお会いになる前に私十分その辺御説明申し上げまして、私といたしましては、民放連の会長初め二、三の方がおいでになつておりましたけれども、そういうことならば、特に要望しなくてもわかつたようなものだけれども、一応大臣にお渡しだけして帰ろう、こういうようなことで、大臣の場合もその要するに、要するに、要するに、御説明もなかつたように私は記憶しておるわけですが、このことは、つまり御理解いただけたというふうに思つておる次第でございます。

○大橋委員 終わります。

○水野委員長 これにて大橋敏雄君の質疑は終了いたしました。

次に、西村章三君。

○西村委員 放送法、電波法の改正の問題点あるいは疑問点というものが、大体皆さん考えられておられるところがございまして、したがって、私もできるだけ重複は避けたいと思つて、けれども、一部重複するところがあるかと思いますが、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。

まず、私は、NHKに関連する部分からお尋ねをしたいと思つておりますが、今回の文字多重の活用というものは、NHKにとりましては、総合テレビ、教育テレビ、この二つのチャンネルを持つておるわけでございます。おのおの二つずつ文字放送に利用するすき間、16Hと21H、こういうものがあるのではありませんか。そのうちのおの二つのすき間は、これは二つとも第三者の利用を認めるといふことになるのか、まずそのことから聞かしていただきたいと思います。

の補充利用ということが主になるということでございますから、当然次の波には第三者利用を考へるということになるのではないだろうかと思ひます。

○西村委員 放送設備につきましては、私は余り技術的なことは存じないので教えていただきたいのですが、総合テレビと教育テレビの放送設備というものは、全く別なのか、あるいは共同使用の可能性のある部分というものがどの程度あるのか、この辺は技師長さんいかがでしょうか。

○高橋参考人 先生の御質問でございますが、総合放送と教育放送の設備は全く違うものだというふうにお考えになつていただいてよろしいと思ひます。

○西村委員 そうすると、必然的に二つの第三者機関といふことになりますか、事業者をつくらなければならぬ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○坂本参考人 そちらの辺のところは、これからわれわれが第三者の事業体をどういふふうにかつていくかということになるかと思ひますので、にわかにはさうだといふふうにもお答えしかねるかと思ひます。

○西村委員 先ほど来しばしば述べられておることでございますが、NHKの公共放送としての使命や性格、あるいは聴視者に対するチャンネルイメージ、また、あるいは設備が視聴者の受信料によつて賄われておる、維持されておる、こういう諸点を考えまして、やはり第三者利用につきましても、その公共的な性格というものが損なわれてはならないというところは当然だと思ひます。会長も十分そのことは検討すると先ほどから御答弁をいただいているわけですが、先ほどから御答弁としては、この第三者利用、特にNHKの第三者利用についての条件といふことが、注文といふか、こういうものの考え方を聞かしてくださいます。わしいものはどういふものか、何しろNHKは、全国の聴視者の方々の受信料によつて成り立つておる公共

的な機関でございます。そのNHKの放送設備を利用する者でありますので、一般放送事業者になるわけでございますけれども、当然にNHK自身の業務に支障があつては困りますし、受信料徴収への影響があつては困るわけでございまして、そうした点から判断いたしまして、NHKの相手方としてふさわしいかどうか、そういう観点から判断もいたしたい、このように考えております。

○西村委員 文字多重放送のネットにつきまして、順次全国的に普及を目指していきたいという坂本会長の御答弁もございました。これは、言うなれば地方局ごとに事業主体を認めていくという方向になるのか、あるいは全国の単一事業体ということで、それぞれの地方局のローカル面も配慮をしてやっていく、もう一つは、いわゆる総合テレビと教育テレビ、二つの事業体といった場合に、そこらの競合する問題はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○坂本参考人 そこら辺も、午前中にも御説明いたしましたように、やはりNHKとしては順次拡充していきたいということで、最終的には県域、各県ごとにとりうとまで努力すべきだろうというふうな御指摘をいただきました。私もそうあるべきだろうというふうな思ふわけでございす。したがって、総合、教育の競合、そういうものをどう調整していくかというのは、やはり具体的な番組の中身の調整というふうなことは、当然NHKのチャンネルを使うわけでございすから、われわれの基本的な方針に沿つて考えてもらうというふうなことで調整することになるのではなからうかと思ふわけでございす。

○西村委員 今回の改正も電波監理審議会の答申を得て郵政省がお出しになった。審議会の答申というものは当然最大限に尊重されるべきものだ、かように理解をいたしておりますが、また一面、NHKにおきまして、先般、長期ビジョン審議会の答申が出たわけでございます。その答申の中では、いわゆる放送設備の賃貸の問題につきまは、「NHKの放送設備を新規参入の第三者に

提供することには多くの問題がある。」中は抜きまされども、したがって、「第三者利用は避けことが望ましい」と述べておるのですが、NHKとしては、この長期ビジョン審議会の答申との関係につきまはどのような理解をしておられますか。

○坂本参考人 長期ビジョン審議会の先生方も、この場においてもいろいろ御審議の対象になつております公共放送、受信料制度によつて賄われてるNHKと、第三者利用させることによる財源のかかわり等もあつて、第三者に利用させ得ないで済むならばその方がいいのじゃないかというふうな御意見が、やはり御審議の過程の中で出ておつたわけでございすけれども、最終的には、いろいろ多様化するということに対応していくべきであらうというふうな、私としては、その御答申をいたしながらなおかつ前向きに考えていくべきじゃないだろうかという経営判断をしていくということでございます。

○西村委員 郵政省にお尋ねをいたしますが、「第三者利用は避けことが望ましい」という長期ビジョン審議会の答申内容があるわけでございす。これについて、今回の法改正ではどのように配慮されましたか。

○田中(眞)政府委員 そのような答申が出てくることは私も承知しておるわけでございすけれども、こうした多重放送というふうな新しいメディアが出てまいりまして、それをどう利用するか。利用すべきであるということは当然出てくるわけでございす。それにつきまは第三者利用を認めることについては、私どもの中にもいろいろ議論があつたわけでございす。やはりそれなりの使い方があつては、NHKのイメージを損なわず、しかも、全国的に設備としてはあるわけでございすし、それを利用しないという手はない。ただ、御存じのように、いまのNHKが、全部そのまま第三者利用というものをしない自主的に、独立利用及び補充利用を含めてNHKだけがやるとした場合に、余りに大きな力とい

いますか、マスコミの集中になり過ぎるのではないか、こういうふうな議論もあつたわけでございす。そうして、やはり特別にNHKと民間放送とを文字多重の利用に当たつて区別すべき理論は見当たらないということで、提案のような形で御審議いただいております。こういうことでございす。

○西村委員 そうすると、そういう経緯にかんがみまして、第三者利用がやむを得ないということになりましたら、NHKとしては、この審議会答申の中にも出ておりますように、当然制度上の配慮、「制度上配慮が払われるべきである」、このように答申は書いておるわけでございす。制度上の配慮というのは、いわゆる第三者機関ができた時点で契約内容で明らかにする、かように理解をしたらいのでしょうか。

○坂本参考人 おっしゃるとおり、現実の問題にすればそこら辺のところがきちつとするようにしてもらいたいということになるのだらうと思ひます。

○西村委員 次に、出資対象の問題でございす。今回の改正によりまして、放送法第九条の三の出資対象につきましては、従来の宇宙開発事業団あるいは通信・放送衛星機構、有線テレビ放送施設者に加えて、NHKの業務に密接に関連する、こういう名目のもとで、しかも政令で定める事業者に出資の道を開いたということになつておるわけであります。宇宙開発事業団なりあるいは通信・放送衛星機構、有線テレビ放送施設者、この明記をしておるのでありますが、今回のこの改正案では、この第三者利用の事業者を条文に明記をしておりません。この明記をしなかつた理由と

いうのはどういうことですか。

○田中(眞)政府委員 九条三で申します業務に密接に関連する事業というのとは何かということでございますけれども、まずそれについてお答えしたいと思ひます。

協会の業務に関連する事業で、協会の業務の遂行に必要であるという意味でございまして、具体的に申しますと、協会が放送する放送番組を収録したビデオテープあるいはビデオディスク等の制作、販売に関する事業、あるいは放送番組やその素材の制作、提供に関する事業、それから協会の放送設備を共用してテレビジョン多重放送を行う事業等を考えておるわけでございす。

これらの事業を法律上明記しないで政令で定めることとした理由でございすけれども、それにつきまは、他の特殊法人の出資に関する規定等も見まして、そうしたものに横並びの形で政令で決めたい、こういうことでございす。

○西村委員 これによりまして、出資対象が従来厳しく制限されておつたものが、協会の業務に関連するものであればある程度出資可能になる、こういう道を開いたわけでございす。先ほど局長の答弁で、NHKの場合と民放の場合は、その出資の比率は当然変わるものだ、こうあつたので、また、けさほど同僚委員の方から、民放の場合は出資の比率は大体三〇%以下ぐらゐに抑えなければならぬのじゃないか、こういうお尋ねもございました。私もそのような方向でいま考えておるところでございす。まず、このNHKと民放の場合の出資比率がなぜ異なるなければならぬのか、この点について局長の方から御説明をいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。NHKの場合、民間放送と違ふ点はどこかというところを考えた場合に、聴視者からの聴視料によつて成り立つてゐる。したがって、第九條の三項に当たりまして、いわゆる営利禁止の条項というふうなものもあるわけでございす。そうしたことを考えました場合に、多重の場合、協会の設備を第三者に開放いたしまして、そういう形で多重の普及を図ろうというわけですが、一般放送事業者が第三者と契約する場合、あるいはNHKがそのための第三者を選ぶ場合、選ぶに近い形になるかと思ひますけれども、当然何%ということはございせんけれども、おのずから、そ

うしたことからいたしまして、たとえば民間放送の場合いろんな情報ソースを求めるということで、三〇%くらいが適当でないかというふうに申し上げたわけですが、多重のNHKの場合は、場合によってはもう少しNHKの出すパーセンテージが多い場合もあり得るかもしれない、このように考えたわけでございます。

○西村委員 民族の性格とNHKの性格は違いますが、当然出資の比率につきましても差異があつて当然だ、かように考えております。

それから、放送設備のいわゆる賃貸ができるという部門でございますが、この賃貸のいわゆるリースの金額設定でございますが、これは一概にまだまだ早計に決められるものではないと思うのでありますけれども、その設定を行う場合の算定基準というものはどういふところに基準を求められるのか、財産価値あるいは使用価値、さらには耐用年数、こういうものも当然のことながら関係をしてくると思うのであります。その金額の算定基準は一体どういふことを考えておられるのか、すでに検討されておられるのか、されておればお答えをいただきたいと思ひます。

○高橋参考人 御質問の、施設を貸与する場合の算定の基礎でございますが、これはただいま先生が御指摘のとおり、いろいろな考え方があるわけでございます。ただし、一つの考え方として現在検討しているのは、このようなことを考えているわけでございます。NHKとしましては、設備を賃貸して営利業務を営むことはできないわけでございますが、最低限といたしましては、まず、現在保有しておりますところの放送設備の資産、それから、今後これがバリエーションになるわけでございますが、今後新設する放送網、場合によっては老朽設備を改修する、新しくする、そういうものの資産に、減価償却費、さらに金利、さらに運用費と保守費、これでもって大体放送網の設備費というものは成り立つわけでございます。先ほど大橋先生の御質問にもございましたように、一分分のところの使用料という考え方をいたしますと、五

百二十五本という走査線でございますが、これの約半分のところにございますから、二百六十二分の一というものがこれにかかる。さらに、全放送網のところをメインの番組で使用する場合には、音声のところは使わないわけでございます。したがって、全放送網の三分の一は使用しない。映像に使う三分の二のところさらに二百六十二分の一というところの費用だけは負担していただくことになるのじゃないか。これが現放送網に現用施設並びに現資産に対する考え方でございます。

さらに、今度新しく文字放送を行うために新設する設備といたしまして、多重装置がございまして、さらに、仮に地方局にこれを東京から送るといふことを考えますと、それを新しく設備する再生中継設備があるわけでございます。この設備費と、さらにただいま申し上げました金利、減価償却費並びに運用費、保守費、その分が当然二H分としてかかるわけでございますから、その半分の一H分は、放送網使用料と新たに新設する多重化再生装置の使用料としていただくことになる、このような基礎でいま検討している最中でございます。

○西村委員 まだまだその多重化装置も本格的にやられておりませんから、現在の時点で試算はむずかしいと思うのでありますが、何かそういうものを想定しておよその試算数というものは出された経緯がございまして、あれば金額も……。

○高橋参考人 先ほど先生からも御指摘ございましたように、これでいいかどうかということ、さらに他の、たとえば電電公社の回線使用料、そういうものも参考にいたしまして、さらに検討を進めてまいりたいと思つておるわけでございますが、先ほど申し上げました算出根拠で求めてまいりますと、全国の放送網の使用料の一H分に對しましては約二億ぐらゐになるのじゃないかと、思ひます。それから、新しく多重化装置、さらに全国の放送局における再生中継装置、これも仮に計算いたしますと三億から四億ぐらゐという形の

算定ができるのじゃないかと思つておりますけれども、なおさらに検討していただきたいと思つております。

○西村委員 算定基準の考え方は一応理解ができました。問題は、それが適正かどうかということの判断でございますけれども、それは一体どこがおやになるのですか。

○高橋参考人 先ほど会長が御答弁しましたように、第三者利用者とこの間にこの値段で協議が成立するかどうかというのが第一問題じゃないかと思ひますので、その辺を勘案いたしまして検討してまいりたいと思つております。

○西村委員 郵政省の行政指導としては、そういう点には全然介入はされないわけですか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

第三者利用で賃貸料を設定する場合にどんな算定基礎が適当かと考えているかということでございますけれども、NHKの方からの御説明もございましたように、やはり放送設備の利用時間あるいは放送設備の維持管理などにつきまして、第三者が負担する割合などを勘案する必要があると思ひます。したがって、NHKと第三者との放送設備賃貸借契約におきまして、そうしたところから勘案して社会的に決定されるべきものだろう。そうした場合に、先ほど申しましたように、やはりNHKでございまして、その性格上、営利目的禁止の条項というふうなものも放送法第九条第三項にございまして、そうした趣旨はやはり踏まえざるを得ないであろう。ただ、やはり適当な基準、お話し合いができるということに、まあ最終的にはそういうことかと思ひます。

○西村委員 ただいまの答弁によりますと、やはり放送設備の賃貸の金額算定についても、NHKと民放とは、算定基準は別にして、金額的にはかなり開きがある、かようにも受け取れるわけですが、そう理解してよろしいですか。

○田中(眞)政府委員 ただ、そういうことを直接的に申したつもりはございませんけれども、結果として、いろんなケースがあり得るかと思ひますけれども、やはりNHKだということからはどうしても離れられないということはある得る、こういうふうにも思つてございます。ただ、NHKの場合、使い方にによりまして、非常に、非常に隔々までカバーしておるわけでございますし、同じ流すにしても、伝わる範囲というものは、非常に民放の場合違つていふ地域が多いわけでございます。

○西村委員 出資対象の範囲が拡大をされまして、業務に密接に関連するといふ事項が入つておるわけでございます。現在NHKは非常に経営が困難な状況に直面をいたしているわけでございますが、これは拡大解釈をいたしまして、現在の外郭団体あるいは外部団体、いわば事業と非常に密接な関係にある団体について、それらの団体も出資対象に含まれる、かように理解をしてもよろしうございませうか。

○坂本参考人 検討する対象に当然含まれてしかるべきだろうというふうには考えております。

○西村委員 現在NHKの業務と密接な関係にある外郭団体あるいは外部団体、これは何社あるかと考えておられますか。それぞれいろいろな団体、財団法人、社会福祉法人、学園、株式会社も含めて、かなり業務と密接な関係にあるものがほとんどだと思つておりますが、それぞれどういふ業務内容なのか、それもあわせて簡単にひとつ答弁してください。

○中塚参考人 お答えいたします。

NHKと業務上非常に密接な関係にある団体、私どもは一応十四団体を考えております。その中には、NHK交響楽団あるいは厚生文化事業団、日本放送協会学園等、NHKが助成をしている団体、それから、職員の福利厚生関係の団体として、健康保険組合であるとか日本放送協会共済会、これはNHK自体がやるべき仕事をかわつてやつていふ団体というものでございます。

あとの九団体、これはNHKが業務を一部委託している団体であるとか、たとえばNHK美術センターというふうな、NHKの業務を委託したし

まして、NHKの仕事を中心としてやっている団体であるとか、あるいはNHKの番組の普及であるとか事業の周知であるとか、そういうものをやっているサービセンタであるとか、あるいはNHKの放送のテキスト、そういうものを発行してあります出版協会であるとか、そういうNHKの業務と非常に密接な関係にある団体、これは財団法人もございまして株式会社もございまして、一応そういうことでございまして。

○西村委員 一応含まれるという解釈が成り立つようでありまして、その場合に問題になりますのは、やはり放送法第九條三項の営利目的の禁止事項、これとのかかわりあいが出てくるわけでございまして。今回の改正の中でも、もちろん郵政大臣の許可があれば業務に關してというものがついておりますが、出資をすることによりましていわゆる副次収入の増大もある意味では期待ができるわけでございまして。そうなったときに、この第九條三項の営利目的の禁止事項とのかかわり合いがまたまた問題になりまして、ある意味ではこの営利目的の禁止事項そのものを緩和するといえますが、改正の必要が出てくるのではないかと、こういうことも考えられるわけでございまして。郵政省として、この点についての考え方を聞かせてください。

○田中(眞)政府委員 NHKの五十七年度予算のときにおきましてもいろいろ御審議いただいたわけでもございまして、基本的にNHKの経営基盤というものにつきましては、いろいろな角度から検討する必要がある、そういうことは長期ビジョン審議会でもいろいろ御議論いただいたわけでもございまして。そうした背景を受けて、この際、文字多重放送などを導入されるにも考慮されたわけでございまして、そうした意味での出資事項の拡大、少しでも身軽にすると申しますか、自由な活発な活動ができる、こういう観点から出資事項でございまして、やはりNHKは、先ほどから何度も申しているように、何と申しましても国民全般からの受信料をいただいております。

そうしたわけで、当然に営利目的のものというふうな形の活動は制限されるわけでございまして、そうした束縛の中において何とか工夫をして、活路を見出していきたいと思います。そういう意味での出資事項の拡大でございまして、やはりNHKの仕事に密着したという言葉を離すわけにはいかないということでもございまして。

○西村委員 NHKが第三者にそうした放送設備を賃貸して新しく事業体をつくる、こういった場合の財産問題であります。

けさほど来の質問にもそれぞれ出ておったことでもございまして、コマースナルを認めるのか認めないのか。認めるとした場合にはどのようなものに限定をするのか。先ほどの答弁によりまして、いわゆる従来やつておるような国や公共団体の告知的なものを、NHKの性格からしてそういうものならある程度認めることはできる、こういうことなんです。その前にNHKにお尋ねいたしますが、従来こういうような公共的な告知はどれくらいあったのでしょうか。

○田中参考人 現在NHKではテレビ、ラジオを通じて国からの告知放送、それから地方公共団体等々からの告知放送等々、一日に午後六時から、あるいはラジオでありましたら七時台とかそういうところまでやつております。

○西村委員 一日に一画面ぐらいのものしかできないということでもありますから、仮にこれを認めたいとしたとしても、とうていペイができるものではないということになるわけであります。そうすると、新しい事業体の財源はどういう形で捻出をしていくのか、公共的な告知だけではいけない。そうすると、付加的な受信料形態をとるか、あるいは磁気カード方式による有料テレビ形態をとるか、この辺のところの選択が迫られるわけであります。会長さんの御答弁の中で、すでに料金設定については二つの物の考え方がある、現行受信料はそのままにしてやる方法と、新しく設定する付加料というものの二つの考え方をこれから検討したいということでございまして、付加

料の問題は別にいたしまして、現行受信料のままではどうしてこの運営財源というものは賄えないのではないか、こういう気がするわけです。

そこで、先ほど申し上げたいいわゆる有料テレビ形態といいますが、別な形で料金を徴収する、このことはもうすでに考えておられるのか。今後この問題はいろいろ文字多重放送のNHKの新しい事業体の一番大きな問題点になるのではないかと、かように思われますので、その考え方をはっきりと聞かせていただきたいと思います。

○坂本参考人 付加価値ということによって別の料金をいただくという考え方と、それからもう一つは、いま公共企業体等によるコマースナルと申しますか、スポンサーといいますが、そういうものと、幾つか財源の問題はあろうかと思うのでございまして、現状、たまたまいま田中君が現在告知放送をしている時間帯の御紹介をしたわけでございまして、文字多重をそういう形でやるようになった場合に、現在のNHKの総合テレビあるいはラジオで実施している実態が即スポンサーの中心になるんだという考え方は、私は少し早計ではないだろうかと、それについてはもう少し経営的な検討なり何なりがあつてしかるべきではないかと。したがって、田中君の答弁によつて、それは微々たるものだから経営の財源にはならないのじゃないかというふうに私は即断しておりませんので、そこら辺のところは、その方法論をもっともつと真剣に検討すべきではないだろうか。

それから、もう一つのアダプターの問題、これはよくスクランブル方式等々という言い方で言われるわけでございまして、これも付加価値ということであるが、これもおそらく余りこういうことを無責任に申し上げることは失礼かと思ひますけれども、文字多重の問題になりますと、このスクランブルというように形の付加価値方式で把握するということが実行的にどうなのかというものが、多少私自身ティミッドなところがあるものですから、もうちょっと時間をお許しいただ

きたいというふうにお答えせざるを得ない、そこら辺のところは御理解賜りたいと思うわけでございまして。

○西村委員 なぜ私はそのことを申し上げたかと言いますと、現在電電公社でも実験中のいわゆるキャプテンシステムというものがございまして。これは御承知のように、電話料プラス情報料、こういう形で料金制を採用するようでありまして。また将来は静止画放送も出てまいりまして、ある意味で競合する。こういうことになりましたと、非常に類似性のあるものが出てくる。そうした中で、果たしてその料金形態がどういうことになるのかというところによりまして、利用の頻度はかなり違ってくるのではないかと。文字多重の発展というものを考えましたときに、有料テレビの形をとるのは余り好ましくない、私自身はそう思つておるのでありまして、そういう観点からひとつ検討もしていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○坂本参考人 少なくとも物事を経営しようというわけでございまして、やはりあらゆる側面をわれわれとしては検討すべきであらうというふうな思つておりますので、先生のおっしゃるそういう視点も、当然検討させていただくテーマになるだろうというふうに思つております。

○西村委員 了解をいたしました。

郵政省にお尋ねをいたしますが、すでに発足をしました放送大学学園、これの放送設備の文字多重放送の利用については現在どのようになら考えておられますか。

○田中(眞)政府委員 放送大学につきましては、いま鋭意東京タワーからどういふ形で出すかというふうな研究もやつておるうちに聞いておりますけれども、放送大学が発足いたしました場合に、テレビとFMという二つが言われておるわけでございまして、音声多重及び文字多重、それぞれにメディアとして使えるわけでございまして、放送大学自体の目的のために十分使ひ得る余地があるというふうな考えをおるわけでござい

す。

ただ、御質問にはなかったかもしれないけれども、ちょっと申し上げますと、第三者に放送大学が貸すということについては、放送大学の性格から考えました場合に、その手段、情報は十分送れるわけでございますから、あるいは画面に出すだけじゃなくて場合によっては記録もできるわけでございますので、放送大学自体の目的を補強、拡充する意味で十分使える、また使ってもらいたい、このように考えております。

○西村委員 放送大学の設備趣旨からいきましたら、有効に補完的に利用してもらおう、こういうことが望ましいと思うのであります。ただ、独立利用につきましても、当然第三者機関ということが問題になってまいります。当面これは余り必要ないのではないかと、私自身はそう考えております。時間が参りましたけれども、もう一つ二つお願いしたいと思うのですが、今回の多重放送の実施に当たりまして、NHK及び民放は、番組の編成に当たって、「同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならぬ」という明記をされておるわけでございます。この「できる限り多く」という意味がいろいろにとれるわけでございまして、その基準をどのように設定をされるのか、また、この条項の実効性をどのように担保すべきか、これについて郵政省の見解はいかがですか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。いわゆる補完的な利用をどの程度行うべきかについてでございますけれども、テレビジョン放送の番組のうち多重放送で補完するのになじむ番組がどの程度あるかというところが一つあるかと思ひます。放送する側でどの程度これに対する能力があるか、こういうことも事情として考えなければいかぬ。そうしたわけでして、できる限りというのはどの程度なのかという法律上の一定の基準は困難でございます。ただ、要は、放送事業

者として補完的な利用の重要性というものを認識していただいて、このような本来の番組自体を補完し豊かにするような番組をそれこそできる限り多く設けてもらいたいという趣旨でございます。

この規定でございますけれども、放送事業者に期待する責務というものを、いわゆる訓示規定と申しますかそういう形でうたつたわけでございまして、その実効があるかどうか、こういうことにつきましても番組の内容にもかかわること、基本的にやはり放送事業者自体の御自覚に期待したい、こういうわけでございまして。特に、先ほどから言われておりますように、この文字多重というものは、身体障害者と申しますか耳の不自由な方にとりまして非常な福音である、そういうこと。それと、御議論も出ましたように、かなり御努力していただくという姿勢がございましてと期待ができません、別の言葉で言えばお金もかかる、そうしたところがございまして、あえてうたい上げ放送事業者の自覚にまちたい、こういう趣旨のものでございまして。

○西村委員 この法改正が成立をいたしますと、いよいよ五十八年に向けて発足をされるわけですが、多重放送の独立利用が認められるようになります。この免許を既存のテレビ局、特に民放でございまして、既存のテレビ局に与えるということになりますと、現在の局にマスメディアが集中する、いわゆる電波の独占状態が起ることにもつながります。かといひまして、多重放送の免許を従来の局と全く別の事業主体にすべて渡すということになりまして、いわゆるコマースシャル獲得の過当競争を生みまして弱小局の存立を脅かす。これはひいては経営状態の悪化をもたらす、番組の質的低下をもたらす、こういう結果にもなるわけでございまして。それがひいては放送界の再編成を招く、またかえって独占の弊をもたらすことにもなりかねないという危惧もございまして。どのような事業主体にどのような基準で免許を与えるかは重大な問題であると思ひのであります。これらの基準及び免許を与えるに際しての長

期的なビジョンを郵政省としてお持ちなのかどうか。ないということであれば、今後どのような過程を経てこれを策定しようというのか、省の見解を明らかにしてください。

○田中(眞)政府委員 第三者に多重放送の独立利用を認める場合の免許の基準、考え方はどうか、特に民間放送についてであるということでございますけれども、放送事業者として適当な者であれば、特に限定を設ける考え方はないわけでございまして、やはりマスメディアの集中排除をするというのが一つの趣旨。それから、せっかくの機会でございますので、多様な番組という情報ソースを求めたいというように、人的または資本的にも広く求めたい、こういうような考え方で、特定の新聞社あるいは既設の民放事業者、そういうようなものにかたまりないで、二〇%、三〇%というような話が出てまいりましたけれども、そういう形のものを期待しておるわけでございまして、やはりまだ実態がありませんので、不確定要素は十分にあるわけでございまして。

そうしたことで、いま申しましたような観点から、さしあたり二日、これは技術的には近いうちに八日ぐらいまで使えるということでございますので、そうした中におきましても、先ほど申しました集中排除と番組ソースを広く求める、そういう観点から判断してまいりたい。

今後どういう形で進展するのかということにつきましては、外国の事例を見ましてもなかなかわかりにくいところがございます。それから、外国の例がそのまま我が国に当てはまるということは大抵の場合ございせんので、その辺がどの程度のバラエティーといひますか、変化をもちまして、これが日本の国内に育っていくのかということとでございますけれども、私どもとしては、こうした手段でございまして、普及を第一に考えてまいりたい。こうした形のものが最も普及するのか、特にまた、特殊な性質であります補完業務の発展を期待いたしまして、誤りのないような基準というものをできる限り早急に立てる。その

立てるに当たっては、やはり現実はどう動いていくか、どういう契約、第三者とNHKなり民間放送が話ができいくのか、そういうようなことを十分に勘案しながら、誤りのない基準を立ててまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○西村委員 終わります。

○水野委員長 これにて西村章三君の質疑は終了いたしました。

次回は、明十五日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会